

## 6 . 船橋市総合体育館

### (1) 施設の概要

所在地

船橋市習志野台7丁目5番1号

所管部署

教育委員会 生涯学習部

供用開始年度

平成5年度

施設の目的

スポーツ及び文化の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、昭和58年度に行った「スポーツ健康都市宣言」の記念事業の一つとして、平成3年度から3カ年継続事業で建設した。

## 施設の内容

棟	施設名	備考
第1棟	メインアリーナ	面積:2,357.94 m <sup>2</sup> (39m × 60.46m) 有効室内高:15m 観客席:1階可動席 1,645席 2階固定席 2,650席 特別席 73席 計 4,368席 オーロラビジョン2面
第2棟	サブアリーナ	面積:839.12 m <sup>2</sup> (24.50m × 34.25m) 有効室内高:12.50m 観客席:2階観客席 286席 (附帯施設) 幼児体育室 面積:67.02 m <sup>2</sup>
	温水プール	25m × 6コース 面積:868.94 m <sup>2</sup> 2階観客席:66席
	多目的室	面積:519.87 m <sup>2</sup> 観客席:80席
	卓球室	面積:218.43 m <sup>2</sup>
	弓道場	面積:127.13 m <sup>2</sup> 5人立ち:近的 28m、遠的 60m
	トレーニング室	面積:388.48 m <sup>2</sup>
	健康体力測定室	面積:65.29 m <sup>2</sup>
	リズムエクササイズ室	面積:181.09 m <sup>2</sup>
	浴室(サウナを含む)	183.12 m <sup>2</sup>
	小会議室	面積:50.82 m <sup>2</sup>
	大会議室	面積:157.03 m <sup>2</sup>
	和室	面積:33.57 m <sup>2</sup>
	スポーツ・文化情報室	面積:65.33 m <sup>2</sup>

(施設案内より)

敷地面積 : 31,776.97 m<sup>2</sup>

延床面積 : 20,031.45 m<sup>2</sup>

建築構造 : 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

利用時間 : 9:00 ~ 21:00

休館日 : 月曜日(国民の祝日に関する法律に定める休日の場合は開館)、  
12月29日から翌年1月3日までの日

事業の内容 : 船橋市総合体育館(以下、「総合体育館」という。)の施設及び  
附属設備の賃貸  
スポーツ主催事業(スイミングスクール等)

利用料金（専用利用）

（単位：円）

区分 / 単位				2 時間単位	
				午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
メインアリーナ	アマチュア利用	入場料の類を徴収しない	一般	6,000	9,000
			学生	3,600	5,400
			中学生以下	1,800	2,700
		入場料の類を徴収する			24,000
	その他	入場料の類を徴収しない	営利を目的としない	24,000	36,000
			営利を目的とする	36,000	54,000
入場料の類を徴収する			108,000	162,000	
サブアリーナ	アマチュア利用	入場料の類を徴収しない	一般	2,400	3,600
			学生	1,600	2,400
			中学生以下	800	1,200
		入場料の類を徴収する			9,600
	その他	入場料の類を徴収しない	営利を目的としない	9,600	14,400
			営利を目的とする	14,400	21,600
入場料の類を徴収する			43,200	64,800	
多目的室	アマチュア利用	入場料の類を徴収しない	一般	2,000	3,000
			学生	1,200	1,800
			中学生以下	600	900
		入場料の類を徴収する			8,000
	その他	入場料の類を徴収しない	営利を目的としない	8,000	12,000
			営利を目的とする	12,000	18,000
入場料の類を徴収する			36,000	54,000	
弓道場			一般	1,600	2,400
			学生	1,000	1,500
			小・中学生	500	750
リズムエクササイズ室			一般	1,600	2,400
			学生	1,000	1,500
			中学生以下	500	750
大会議室			1,500	2,250	

区分 / 単位	2 時間単位	
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
小会議室	500	750
和室	400	600
控室	500	750
展示ホール	500	750

(注 1) 弓道場、リズムエクササイズ室、大会議室、小会議室、和室、控室及び展示ホールを業として利用する場合は、この表に定める 3 倍の額とする。

(注 2) 市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、この表及び(注 1)に定める額の 1.5 倍の額とする。

(注 3) メインアリーナ及び大会議室は 3 分の 1 に、サブアリーナ及び多目的室は 2 分の 1 に区切って専用利用できるものとし、その額は、当該専用利用する割合に応じて算定した額とする。

#### 利用料金 (個人利用)

(単位: 円)

区 分		単 位	金 額
メインアリーナ	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	小・中学生	2 時間	100
サブアリーナ	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	小・中学生	2 時間	100
多目的室	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	小・中学生	2 時間	100
弓道場	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	中学生	2 時間	100
リズムエクササイズ室	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	小・中学生	2 時間	100
トレーニング室	一般	1 月	5,000
		2 時間	500
	学生	1 月	3,000
		2 時間	300
	中学生	1 月	2,000
	2 時間	200	
体力測定室	一般	1 回	1,000
	学生	1 回	600
	中学生	1 回	300
卓球室	一般	2 時間	300
	学生	2 時間	200
	小・中学生	2 時間	100

区 分		単 位	金 額
温水プール	一般	1月	4,000
		2時間	400
	学生	1月	3,000
		2時間	300
	小・中学生	1月	2,000
		2時間	200
浴室	一般	1回	400
	学生	1回	300
	小・中学生	1回	200

(「船橋市総合体育館条例」より)

(注1) 利用を許可した時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表に定める額の5割に相当する額とする。

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人船橋市文化・スポーツ公社(以下、「公社」という。)へ施設の管理運営を委託しており、利用料金制度を採用している。

### 主な委託業務

総合体育館の次に掲げる管理

- ア 施設、附帯施設及び附属設備の維持管理
- イ 施設の運営管理
- ウ 施設の利用手続きに関する事務

### 運営体制

公社は総合体育館のほかに、船橋市武道センター、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理運営等を市から委託されているため、次のような組織になっている。

事務局	総務部	総務課	総務係
	文化事業部	文化振興課	振興係
			船橋市民ギャラリー
			船橋市茶華道センター
	スポーツ事業部	スポーツ課	振興係
			管理係
			総合体育館
船橋市武道センター			

総合体育館では、平成15年3月31日現在において、公社の常勤職員6人が従事している。

### (3) 公社の状況

#### 公社の目的

市民要望に応えた文化・スポーツ振興策を効果的に行っていくため、民間活力の積極的導入を図りながら、生涯学習の推進を図るとともに、施設の柔軟で効率的な管理運営を促進し、もって「市民文化・スポーツの振興」と市政の目標である「豊かで住みよい国際都市」の実現に寄与するために設立された公益法人である。

#### 事業内容

- ア 文化・スポーツに関する事業
- イ 文化・スポーツ情報提供に関する事業
- ウ 施設等を利用した競技会、展示会、博覧会等その他これに類する事業
- エ 施設等に設置される売店、食堂、駐車場等の経営事業
- オ 委託を受けた文化・スポーツ施設の管理運営に関する事業
- カ 委託を受けた埋蔵文化財の発掘調査に関する事業
- キ 委託を受けた文化・スポーツに関する事業
- ク その他ア～キの事業を達成するために必要な事業

なお、市からは以下の業務を受託している。

- ア 総合体育館、船橋市武道センター、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理
  - ・施設、附属施設及び附属設備の維持管理
  - ・施設の運営管理
  - ・施設の利用手続きに関する事務
- イ 船橋市体育施設使用料の徴収委託  
市が直接管理運営を行う体育施設の使用許可書の発行、使用料徴収等の事務の受託

#### 公社の財務状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
総収入	682,399	632,288	636,058
総支出	682,535	632,310	636,109
当期収支差額	135	21	51
総資産	322,412	321,684	343,068
正味財産 (基本金)	205,337 (190,000)	205,265 (190,000)	205,376 (190,000)
市の出資比率	92.1%	92.1%	92.1%

公社全体の役職員数（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役員数	理事		9人	
	うち常勤役員		1人	
	監事		2人	
職員数	市派遣職員		8人	
	公社採用職員	プロパー（定年制）		6人
		有期限雇用	市OB	3人
		臨時的雇用		19人

(4) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費 合計	取得財源				
		一般財源	国庫補助金	県補助金	その他	市債
用地費	665,231	665,231				
建設費	13,467,685	5,924,132	325,553	20,600	3,000,000	4,197,400
合計	14,132,916	6,589,363	325,553	20,600	3,000,000	4,197,400

(注 1) 平成 15 年 3 月 31 日現在の市債残高は 2,936,345 千円である。

(注 2) 取得財源における「その他」3,000,000 千円は、「船橋市総合体育館建設基金」に昭和 63 年から平成 2 年度の 3 年間で、毎年度 1,000,000 千円ずつを積み立てたものである。これを平成 4 年度に 1,050,000 千円、平成 5 年度に 1,950,000 千円、合計 3,000,000 千円を取り崩し、財源充当している。

(5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
利用人数(人)	402,589	407,261	467,464
(市の収支)			
歳入 A	<b>13,000</b>	<b>1,150</b>	<b>8,450</b>
公社からの負担金	13,000	1,150	8,450
歳出 B	<b>740,333</b>	<b>713,302</b>	<b>690,522</b>
補助金 (注 1)	312,394	292,627	285,310
市派遣職員人件費 (注 2)	73,742	66,478	51,014
市債利息	155,408	146,491	137,171
市債元金償還額	198,787	207,705	217,025
市収支 (A B)	<b>727,333</b>	<b>712,152</b>	<b>682,072</b>
(公社の収支)			
収入 C	<b>504,265</b>	<b>486,142</b>	<b>489,046</b>
補助金収入 (注 1)	312,394	292,627	285,310
利用料収入	129,684	134,161	145,707
イベント事業収入		811	4,021
スポーツ教室事業収入	55,162	51,657	46,971
売店等事業収入	7,024	6,883	7,035

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
支出 D	<b>501,498</b>	<b>476,858</b>	<b>486,408</b>
直接費	480,561	451,051	457,421
人件費	6,006	5,822	16,940
委託費	289,812	286,438	281,627
修繕費	7,598	4,848	5,391
市への負担金	13,000	1,150	8,450
その他	164,144	152,791	145,012
間接費(一般管理費) (注 2)	20,936	25,807	28,986
公社収支 (C D)	<b>2,767</b>	<b>9,283</b>	<b>2,637</b>
全体収支 +	<b>724,566</b>	<b>702,869</b>	<b>679,434</b>

(注 1) 総合体育館の管理運営に係る補助金他に、公社一般管理費に係る補助金を含んでいる。なお、公社一般管理費に係る補助金は、総額を事業費割合により配賦した。

(注 2) 総額を事業費割合により配賦した。

上表の収支には、総合体育館に係る施設の管理運営収支のほかに、公社の自主事業であるスポーツ主催事業及び売店等事業に係る収支が含まれている。

公社で生じた余剰金については、毎年度、市に対して負担金という形で返還されている。なお、平成 14 年度における負担金の実績額は、8,450 千円であった。

(年間利用者数、1 日当たり平均利用者数及び稼働率の推移)

(単位:人)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
開館日数	311 日	314 日	315 日
<b>メインアリーナ</b>			
年間利用者数	99,396	108,289	144,766
1 日当たり平均利用者数	320	345	460
稼働率(全日)	75.2%	77.4%	79.9%
稼働率(土・日・祝日)	93.2%	95.2%	95.2%
<b>サブアリーナ</b>			
年間利用者数	40,161	39,364	48,476
1 日当たり平均利用者数	129	125	154
稼働率(全日)	81.4%	84.0%	83.6%
稼働率(土・日・祝日)	93.6%	96.3%	94.8%
<b>多目的室</b>			
年間利用者数	47,604	47,244	48,385
1 日当たり平均利用者数	153	150	154
<b>弓道場</b>			
年間利用者数	3,334	3,860	6,421
1 日当たり平均利用者数	11	12	20
<b>リズムエクササイズ</b>			
年間利用者数	14,670	19,386	31,041
1 日当たり平均利用者数	47	61	96
<b>会議室</b>			
年間利用者数	20,383	18,588	26,759
1 日当たり平均利用者数	66	59	85

	平成 12年度	13年度	14年度
<b>多目的広場</b>			
年間利用者数	4,807	3,914	4,617
1日当たり平均利用者数	15	12	15
<b>トレーニング室</b>			
年間利用者数	37,243	39,459	39,947
1日当たり平均利用者数	120	126	127
<b>体力測定室</b>			
年間利用者数	2,246	2,318	2,061
1日当たり平均利用者数	7	7	7
<b>卓球室</b>			
年間利用者数	14,471	13,168	15,265
1日当たり平均利用者数	47	42	48
<b>温水プール</b>			
年間利用者数	93,017	86,122	73,802
1日当たり平均利用者数	299	274	234
<b>浴室</b>			
年間利用者数	25,257	25,549	25,924
1日当たり平均利用者数	81	81	82
計	402,589	407,261	467,464

(公社作成資料より)

(最近3年間に実施したスポーツ主催事業(自主事業)の推移)

(単位:人)

事業実績	指 標	平成 12年度	13年度	14年度
スポーツフェスティバル	来館者数	1,934	1,290	1,497
スポーツ講演会	参加者数		93	130
スイミングスクール	延べ参加者数	7,785	7,573	6,861
	利用料合計 (千円)	36,206	34,527	31,376
アクアビクススクール	延べ参加者数	822	641	606
	利用料合計 (千円)	3,958	3,057	2,875
エアロビクススクール	延べ参加者数	3,906	3,708	3,338
	利用料合計 (千円)	14,058	13,348	11,988
水中ウォーキングスクール	延べ参加者数	119	76	82
	利用料合計 (千円)	535	304	328
親子水泳教室	参加者数		24組	12組
バドミントン技術講習会	延べ参加者数	31	18	30
卓球技術講習会	延べ参加者数	82	70	74
バスケットボール試合招致	来場者数		1,230	3,698

## (6) 監査の結果

### 財産台帳について

船橋市財務規則第 168 条によれば、土地や建物、工作物等について、財産台帳の作成が求められている。

土地台帳には価額が記載されていない。建物台帳では附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられ、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容が把握されていない。更に、体育館建設時における調整池整備等工事、外溝工事、屋外電気設備工事等により取得した財産については、本来、工作物として財産台帳への記載が必要となるが、台帳の作成が建設時当初から行われていない。

また、同規則第 166 条によれば、不動産を取得した場合は登記が必要とされているが、現状において、建物の登記がなされていない。

### (改善策)

建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格等を記載した台帳もしくは補助簿を作成する必要がある。体育館建設時において取得した工作物については、早急に工作物台帳への記載が必要である。また、規則に従い、建物の登記も行う必要がある。

### 備品管理について

市との総合体育館に係る管理委託基本契約第 5 条において、市は公社が委託業務を実施するために必要な備品等を、無償で貸付けることとしている。また、無償貸付けを受けた備品等については、公社で適正な管理を図らなければならないとしている。公社では、所管部署より無償貸付けを受けている備品について、備品台帳のコピーを入手・保存しているが、備品台帳と現物の定期的な照合は実施されていない。備品台帳と現物の一部を照合した結果、次の事項が判明した。

ア 一部の備品について、備品整理票が貼付されていなかった。

イ 備品に貼付されている備品整理票の中には、一部情報が消えているものがあった。

船橋市財務規則第 204 条によると、物品の貸出しを行う場合においては、物品借用書を提供させなければならないとしている。総合体育館開館当初における市からの備品貸与に係る物品借用書は、公社で作成され市へ提出されているが、その後の新たな備品貸与に係る物品借用書は作成されていない。

### (改善策)

貸与備品の適正な管理を行うためには、少なくとも 1 年に一度は備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合が行われていれば備品整理票の貼付漏れ等が早期に発見出来たものとする。また、備品整理票の貼付は、備品の所有者である市の所管部署で行うべきものである。よって、所管部署においても、定期的に貸与備品の保管状況の調査を行う必要がある。

公社において早期に物品借用書を作成し、市の所管部署へ提出する必要がある。

#### 契約について

会社の会計規程第 42 条によると、「契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行なう」と規定されており、また、随意契約の方法により契約を締結することが出来る場合についても第 50 条で規定されている。会社の会計規程を市における契約に係る規則と比較するとともに、平成 14 年度締結の契約内容を吟味したところ、次の事実が判明した。

- ア 契約方法に、一般競争入札が含まれていない。公社担当者によると、公社設立当初においては、一般競争入札の慣行が少なく規程に織り込まれなかったためであるとの回答を得た。但し、現在では、一般競争入札の慣行は定着化し、市においても一般競争入札を増やしていく方向にあり、会社の会計規程は市の方針と乖離している状況にあると考えられる。
- イ 会社の会計規程によると、予定価格が 130 万円未満の委託契約の場合は、随意契約の方法により契約を締結することができるが、市で委託契約を締結する場合、船橋市財務規則第 112 条によると予定価格が 50 万円を超えない場合としている。
- ウ 契約額が 10,000 千円以上の随意契約を締結しているものの中に、委託先の業務学習力の向上等を考慮して、会社の会計規程第 50 条第 1 項における随意契約が可能な要件である「契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないとき」（第 1 号）及び「指名競争入札に付することが不利と認められるとき」（第 3 号）に該当するとしているものが散見されたが、それらの中には、以下のとおり、指名競争入札として契約すべきものが 4 件検出された。

(単位：千円)

業務内容	委託先	契約額	随意契約の要件
設備監視	ニュー船橋(株)	43,680	第 1 号
清掃	ニュー船橋・長太郎ビル 管理事業共同事業体	81,238	第 3 号
受付事務	長太郎ビルサービス(株)	16,422	第 1 号
スイミング スクール運営	住友不動産フィットネス(株)	28,581	第 1 号

- エ 会社の会計規程第 50 条第 3 項によれば、随意契約による場合は、できる限り 2 人以上の者から見積書を徴すると規定されているが、業務の専門性等の理由から見積り合わせは行なわれていない。
- オ 委託契約について、個別案件ごとに過去 3 年間の契約額の推移を見たところ、以下の表のとおり、契約額が過去一定のものが 2 件あった。

(単位：千円)

業務内容	委託先	契約形態	種類	平成 12年度	13年度	14年度
設備監視	ニュー 船橋株	随意契約 (但し、12 年度は競 争入札)	予算額	47,000	46,000	46,000
			設計額	46,000	45,990	45,990
			予定価格	44,100	43,890	43,680
			契約額	43,680	43,680	43,680
			落札率(%)	94.9	94.9	94.9
設備保守 点検	三菱電 機ビルテ クノサー ビス株	随意契約 (平成 12 年度より 開始)	予算額	21,950	20,000	20,000
			設計額	19,582	19,582	19,225
			予定価格	19,190	18,799	18,840
			契約額	18,742	18,742	18,742
			落札率(%)	95.7	95.7	97.4

この原因は、予算額、設計額及び予定価格の見直しが十分ではないことによる。特に、予算額、設計額及び予定価格いずれも前年契約額よりも高くなっている。

#### (改善策)

市の業務の一部を担っている以上、公社側でも市の方針に添うように、契約方法の一つとして一般競争入札を導入する必要がある。

公社の会計規程における随意契約に係る規定は、船橋市財務規則と比較して基準が甘く作られている。市から委託された業務を遂行するために契約を締結することを勘案すると、契約に係る基準は市と合わせて設けられる必要がある。

随意契約としているものでも、契約内容を再検討し、指名競争入札が適当な場合は入札とし、委託料の削減及び落札率の改善を図って行く必要がある。

随意契約について、業務の専門性が必要とはいふものの、同様の業務を提供している委託業者もありうることから、随意契約についても見積り合わせを実施して委託料削減を目指す必要がある。

毎年、前年契約額及びその後の諸事情（人件費や経費の低下傾向）を十分勘案した上で、予算額、設計額及び予定価格を決定することとし、委託料の削減や落札率の改善に努めていく必要がある。

#### 補助金交付額の算定について

総合体育館では、市と公社との間で「船橋市総合体育館管理委託基本契約」が締結され、公社による施設の管理運営が行われている。基本契約では、管理に要する経費は、原則として総合体育館利用料金の収入をもって充てるものとしているが、施設の増改築、修繕等に要する経費、その他市が特に必要と認める経費については、市が負担することとしている。これを受けて、総合体育館の管理運営費のうち、利用料金により賅えない部分については、市より公社へ補助金が交付されている。また、公社における一般管理費のうち大部分についても、補助金交付の対象とされている。当該補助金の平成 14 年度交付実績について、公社担当者に質問を行ったところ、次の事項が判明した。

- ア 公社における一般管理費のうち、どの部分が補助金対象となり、また、補助金対象外となるかの線引きが明確になっていない。このような経費については、公社の判断により区分が行われており、処理が不明瞭である。
- イ 公社では、総合体育館を利用したスポーツ主催事業（スポーツ教室やイベント）を実施している。当該事業は、市からの施設管理運営委託から離れたいわゆる自主事業であり、公社が独自に企画を行い実施しているものである。したがって、本来、当該自主事業から発生した事業費については、補助金交付の対象外とされるべきである。しかし、現状においては、当該自主事業と市より受託している施設の管理運営事業に共通して発生する人件費や水道光熱費等の経費については、全額が施設の管理運営事業の事業費として補助金対象とされており、結果として、自主事業が負担すべき事業費の一部についても補助金が交付されている。

（改善策）

公社の一般管理費のうち、補助金対象となる部分の区分が不明瞭である。公社側において区分を行うときの恣意性を排除するため、市は補助金交付に係る要綱等を作成し、経費区分に係る基準を明確に定めておく必要がある。

また、自主事業と管理運営事業で共通に発生する人件費や水道光熱費等の経費については、補助金対象額を明らかにするため、あらかじめ各事業への按分基準を定めておく必要がある。

自主事業から生じた剰余金の返還について

平成 14 年度における公社の収支差額を事業区分別に分析すると、次のとおりとなる。

収支差額の分析

（単位：千円）

項目	単年度収支差額	摘要
基本財産収入	670	
スポーツ主催事業	10,036	自主事業
文化主催事業	2,268	"
売店等事業	6,723	賃貸収入、自動販売機手数料等
文化施設管理運営事業		市からの施設の管理運営受託事業
スポーツ施設管理運営事業		"
その他受託事業	406	埋蔵文化財調査受託事業
その他事業	133	
雑収入等	434	
補助金対象外一般管理費	15,108	平成 14 年度一般管理費総額 42,472 千円
（うち、市への返還金）	（ 8,450）	
平成 14 年度収支差額	51	
前期繰越収支差額	15,265	
次期繰越収支差額	15,214	

（平成 14 年度事業報告書及び公社作成外部監査資料より）

公社では毎年度、自主事業等で生じた剰余金から補助金対象外の一般管理費等を差し引き、なお単年度収支差額がプラスの場合においては、負担金というかたちで、市へ返還を行っている。上表のとおり平成 14 年度においては、8,450 千円の負担金

が公社から市へ支払われている。公社担当者によれば、公社では「補助金交付額の算定について」において指摘したとおり、自主事業に係る人件費や水道光熱費等の経費についても、補助金対象事業の事業費として補助金交付を受けているため、当該補助金交付の精算の意味を含めて、公社全体における単年度収支差額がほぼゼロとなるように、負担金を支払っているとのことである。

(改善策)

現状の方法による場合、決算書類上で補助金収入と一般管理費が両膨らみとなっており、市と公社における補助金等の精算関係が不明瞭である。また、「補助金交付額の算定について」における改善策で指摘したとおり、自主事業と管理運営事業で共通に発生する人件費や水道光熱費等の経費については、補助金対象額を明らかにするため、あらかじめ各事業への按分基準を定めておく必要がある。これは、公社で各自主事業の収支を適切に把握し、採算管理を行っていく上でも必要となる。

修繕費の負担関係について

船橋市総合体育館に係る市との管理委託基本契約の第 2 条によると、施設の修繕については原則として市が負担するが、小規模修繕については公社が負担することになっている。但し、公社が負担した場合においても、補助金対象経費とされ、実質的には市の負担となっている。

この小規模修繕の定義が明らかとなっておらず、修繕の必要性が生じた場合、市と公社のどちらが支出を行うかが不明瞭である。

(改善策)

小規模修繕に係る経費についても補助金対象となるため、最終的には市が負担することとなる。小規模修繕が発生した時における負担関係を明確にし、迅速な対応が図れる体制を整備しておく必要がある。そのためには小規模修繕の定義をあらかじめ、具体的に定めておく必要がある。

再委託の事前承認について

市との総合体育館に係る管理委託基本契約第 8 条によると、市からの受託業務を第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承認を受ける必要があると規定している。公社担当者によれば、公社設立当初 2 年間は、再委託を行う際には書面による承認が行われていたが、現在は予算承認時に再委託も承認されたと考え、個別に再委託の事前承認は行われていないとのことである。

(改善策)

再委託の事前承認は、再委託の必要性、妥当性を事前に市がチェックすることにより、公社における施設管理の効率性を確保するために必要なものである。予算の承認時には、再委託先や再委託理由など詳細な情報が提示されるわけではない。よって、予算承認によって再委託も承認されたものと考えるのは、基本契約で示されている事前承認の趣旨からは不十分である。再委託の承認は、再委託先や再委託理由を付して、個別に承認が行われる必要がある。

市施設利用料の会計処理について

公社は、市との「船橋市体育施設使用料の徴収委託契約書」に基づき、公社が管理運営を行っていない市の体育施設の使用料徴収事務について業務委託を受けている。

徴収した使用料は、一旦公社の金庫に保管され、週一回市指定の金融機関に振込を行っている。この徴収業務によって公社が預った使用料は、本来、公社で会計帳簿上預り金処理を行い、市指定の金融機関に振込みを行った時に、預り金の減額処理を行うこととなるが、公社では、当該処理が会計帳簿上全くなされておらず、帳簿体系の枠外で管理が行われている。

(改善策)

公社として市と当該委託契約を締結している以上、契約から生じた金銭預り等の業務は、会計帳簿に反映させる必要がある。

大規模修繕計画について

施設に係る大規模修繕について、計画が策定されていない。

(改善策)

施設は市所有であるため、市において大規模修繕の実施時期及び修繕費の見積を行い、修繕計画を策定することが必要である。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 12年度	13年度	14年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	<b>79,749</b>	<b>72,300</b>	<b>67,955</b>
市職員人件費	73,742	66,478	62,087
団体職員人件費	6,006	5,822	5,867
物に係るコスト	<b>999,957</b>	<b>982,455</b>	<b>970,434</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	16,401	15,912	18,825
維持管理費(委託料)	289,812	286,438	281,627
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	152,290	137,496	126,947
減価償却費	538,707	538,707	538,707
その他(雑費)	2,745	3,900	4,326
その他のコスト	<b>176,649</b>	<b>172,629</b>	<b>166,462</b>
支払利息	155,408	146,491	137,171
その他(租税公課等)	304	330	303
公社一般管理費配賦額	20,936	25,807	28,986
行政コスト合計	<b>1,256,356</b>	<b>1,227,386</b>	<b>1,204,852</b>
(収入項目)			
利用料金収入	129,684	134,161	145,707
イベント事業収入		811	4,021
スポーツ教室事業収入	55,162	51,657	46,971
売店等事業収入	7,024	6,883	7,035
収入項目合計	<b>191,871</b>	<b>193,514</b>	<b>203,735</b>
差引行政コスト	<b>1,064,485</b>	<b>1,033,871</b>	<b>1,001,117</b>
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	1,935円	1,868円	1,788円
年間利用者数	402,589人	407,261人	467,464人
利用者数1人当たり差引行政コスト	2,644円	2,539円	2,142円

(注1)「公社一般管理費配賦額」については、一般管理費を各事業費実績額により按分した。

平成 14 年度における行政コスト合計 1,204,852 千円に占めるコスト項目の割合を見ると、減価償却費（538,707 千円）が約 45%、委託料（281,627 千円）が約 23%であり、減価償却費及び委託料がコストの大部分を占めている。減価償却費は、一旦、決定された事業計画に基づき事業費支出が行われると、将来にわたり不可避免的に発生するため、施設建設時における事業計画に大きく左右されるコストである。一方、委託料については、契約金額や委託業務内容の見直し等により短期的に削減可能な金額である。平成 12 年度から 14 年度までの推移を見ると、委託料は低減傾向にありコストの削減が図られている。

（意見）

総合体育館の行政コスト合計は、他施設に比べ高水準にあるが、これは前述のとおり、減価償却費の負担が多額であることが原因の一つであると考え。減価償却費が多額であるのは、施設に係る初期の事業支出額が大きいためであるが、施設の種類により、事業計画時の必要支出額は当然異なるため、一概に他施設との比較をもって総合体育館に係る事業支出額が不効率であったとはいえない。しかし、決定された事業計画における施設建設費如何により、市民 1 人当たりの負担額（市民 1 人当たり差引行政コスト）は大きく影響を受けるため、市はそのことに十分留意し、事業の必要性も含め事業計画を策定していく必要があるものと考え。

委託料を含めた維持管理費は低減傾向にあり、コスト削減の努力が見受けられる。しかし、市民 1 人当たり差引行政コストは平成 14 年度において 1,788 円であり、他施設と比較して高水準にあるため、今後更なるコスト削減を図っていく必要があると考え。前述したとおり、行政コスト合計に占める委託料の割合が約 23%と高水準にあるが、これは施設に係る管理運営の大半の業務を外部業者に再委託していることを原因としている。委託料の引き下げは、委託設計内容の見直しや値下げにより実現可能であるが、当該方法による効果には限界がある。このため、今後は、人に係るコストを含めた施設の管理運営コスト全体の観点からコスト削減に係る方策を見出していく必要があると考え。例えば、従来、再委託していた業務を公社職員で行っていきなど、公社職員の専門性を高めていくことが考えられる。委託料の減少が図れる反面、人に係るコストが増加することが予想されるが、施設の管理運営コスト全体としては削減効果が期待できる可能性があるため、検討を行う必要があると考え。

自主事業の採算管理について

公社では、総合体育館を利用したスポーツ教室等の自主事業を実施している。自主事業は、公社が独自に企画を行い実施しているものであるため、公社において当該事業に係る採算管理を行っていく必要がある。しかし、「(6) 監査の結果 補助金交付額の算定について」において指摘したとおり、本来自主事業が負担すべき費用の一部が、当該事業に係る事業費として計上されておらず、自主事業の採算を把握する上で十分ではない。また、利用者に対するニーズ調査や満足度調査が十分に行われていない。

（意見）

自主事業は、公社の責任において行われるものであるため、公社における採算管理の徹底を図ると共に、アンケート調査による市民のニーズの把握や広告宣伝による潜在的需要者の発掘を行う等の方策を実施する必要があるものと考え。

#### 有期職員について

事務局長他幹部職員 3 人が有期職員であり、契約期間が 1 年と短い。主要ポストの職員の在職期間が極端に短い場合、公社としての中長期的なビジョンを策定することが困難となり、また、下位に属する職員の配置異動を柔軟に行えないおそれがある。

#### (意見)

重要なポストには、有期職員ではなくある程度中長期にわたる在職が可能な職員を配置することが望ましい。例えば、民間企業出身で経営管理等のノウハウを有する人材を雇用することが考えられる。

#### 低稼働設備（オーロラビジョン）について

オーロラビジョン（大型映像装置）に係る初期投資額、年間保守管理費用及び利用料金等は次のとおりである。

（単位：千円）

初期投資額(平成 5 年度完成)	656,110
平成 14 年度保守点検委託料	(注 1)
利用料金	10,000 円 / 2 時間 (注 2)
オペレーティング費用(利用者負担)	100,000 円 / 人 (注 3)

(注 1) 平成 12 年度より、同一業者による設備保守点検業務委託については、委託費総額の削減効果を図ることを目的として、契約を集約しているため、オーロラビジョン単一に係る保守点検委託料は把握できない。  
なお、平成 11 年度におけるオーロラビジョンに係る保守点検委託料は、2,625 千円である。

(注 2) 非営利目的で使用した場合の利用料金である。

(注 3) 利用者は、公社へ支払う利用料金のほか、オーロラビジョンに係るオペレーティング費用を外部業者へ支払う必要がある。何人のオペレーターを必要とするかは、利用形態によって異なる。

メインアリーナには、附属設備としてオーロラビジョンが設置されており、スポーツ競技やイベント等の演出効果を高めること等を目的としてメインアリーナ利用者に利用されている。しかし、一般のスポーツ大会等では、大型映像を利用するまでの需要がないことや、使用料が高額でかつオペレーター費用が別途かかることから、使用される機会が限られており（年数件程度）、初期投資額が 656,110 千円と多額であったにもかかわらず、稼働率が低い状況である。また、初期投資後、10 年以上経過しているため、設備の老朽化が進み、今後、部品調達コストや維持管理コストが増大するおそれがある。

#### (意見)

稼働率が低い原因として利用者負担のオペレーティング費用が高額であることが考えられる。これを解決するためには、公社側でオペレーティング費用の見直しを外部業者へ要求することのほか、事前に用意した映像をオーロラビジョンに流すだけ等の簡易な使用の場合には、外部からのオペレーターを利用しないで使用できる体制を整えること等によって、利用者負担を低減する方向性を打ち立てる必要があると考える。また、今後、設備老朽化に伴う設備維持に係る追加コストの増大が予

想されるため、利用者ニーズと発生コストを十分に勘案し、当該設備に係る将来の計画を策定する必要があるものとする。

## 7. 船橋駅南口再開発ビル（保留床のみ）

### （1）施設の概要

所在地  
船橋市本町1丁目3番1号

所管部署  
都市整備部

供用開始年度  
平成15年度

#### 施設の目的

船橋駅南口地区は、船橋市中心部の交通、商業、サービスの拠点として、また市のシンボルとしての重要な役割を果たすべき地区として整備するために、昭和63年の都市計画決定から市街地再開発事業が継続されている。船橋駅南口再開発ビル（以下「フェイス」という）は、この再開発事業の中心的存在として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の改善を図るために建設された。

#### 施設の内容

フェイスは地上14階、地下3階の、市を含めた複数の所有者による共同所有形態のビルであり、フェイスの建設を含めた再開発事業の施行者は市となっている。

フェイスの権利については、権利床と保留床に区分されている。権利床にあたる部分は、都市再開発法の規定に基づき、権利者の従前の財産（資産や権利）が権利変換計画に定められた財産に変換されている。具体的には建物は区画ごとに権利者の区分所有となり、敷地は所有者の共有となっている。

保留床は、権利床以外の床（転出者の従前の権利に相当する床も含まれる）であり、施行者である市に所属している。転出者には権利床の代わりに補償金が支払われている。保留床は、本来施行者である市が事業原価以上の価額で売却する計画であったが、現在の地価下落の影響により、当面はテナントに賃貸することになっている。

敷地面積や用途別延床面積は次のとおりである。

#### 敷地面積等

敷地面積	4,671 m <sup>2</sup>
建築面積	4,197 m <sup>2</sup>
延床面積	46,488 m <sup>2</sup>

用途別延床面積 (単位：㎡)

	専用面積 (太字は市の所有)			共用面積
	合計	権利床	保留床	
店舗 (地下1階～地上4階)	10,336	9,591	<b>745</b>	16,963
公共公益施設 (地上5・6階)	3,535	<b>1,767</b>	<b>1,767</b>	
事務所地上 (地上7～14階)	11,096	7,694	<b>3,401</b>	
駐車場地下 (地下2～3階)	4,558	1,405	<b>3,152</b>	
合計	29,525	20,458	<b>9,067</b>	

このうち公共公益施設部分には市の施設 (5階は総合窓口等、6階は多機能型小ホール「船橋市民文化創造館」) が入居し、保留床部分については賃料が支払われている。

なお、フェイスは共同所有であるため、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき「船橋フェイスビル管理組合法人 (以下「管理組合法人」という。) を設立するとともに管理規約等を定め管理を行っている。また、保留床については、都市再開発法第108条第2項に「保留床の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない」と定められており、「船橋都市計画事業船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業施行条例」の他は、市としての特別な管理条例や規定は策定していない。

地下駐車場については、市で「フェイス駐車場管理規程」を策定しており、駐車料金は次のように定められている。収容台数は189台 (うち機械式180台、自走式9台) であり、このうち市では132台 (うち市所有130.74台、企業からの借受1.26台) を時間貸しや定期駐車用に管理運営している。地下で隣接する船橋市営駐車場 (収容台数55台、自走式) と料金設定は同一である。

普通駐車	30分までごとに	200円
泊駐車	19時～翌日8時30分まで	1,890円
定期駐車 (1ヶ月間)	全日 (24時間)	33,600円
	夜間 (19時～翌日8時30分)	18,900円
回数券	30分駐車券11枚	2,000円

(2) 施設の管理運営方法

主な委託業務

ビル共用部の管理運営は管理組合法人 (市の議決権は約35%) が行っている。さらに、管理組合法人から共用部について、下記のとおり統括管理業務や警備業務、設備運転等業務等を委託している。委託先の決定は管理組合法人が行っており、主に指名競争入札により決定している。

業務名	委託先	年間契約額	業務の概要
統括管理業務	大星ビル管理(株)	19,425千円	管理計画の立案、工事管理、管理費等の請求・収納等
警備業務	(株)全日警	35,203千円	防犯・防災、施錠点検等
設備運転等業務	千葉ビル代行(株)	107,730千円	設備機器の運転及び監視、保守管理等

業務名	委託先	年間契約額	業務の概要
清掃業務	(株)都市整備センター	15,449 千円	地下 2 階～6 階
	大星ビルメンテナンス(株)	7,245 千円	7 階～屋上
	ケーワテック(株)	812 千円	窓ガラス
廃棄物処理	高福物産(株)	8,502 千円	一般廃棄物、資源物処理等
植栽管理	未定	未定	

また、店舗部分（一部を除く）の管理運営については所有者が共同で設立した(有)フェイスマネジメント（船橋市出資割合 6%、以下「マネジメント」という）と所有者との間で協定を結んでおり、ここからさらに運営代行会社（日本毛織(株)）にテナント誘致、賃料徴収等を委託している。日本毛織(株)に対する報酬は、月額賃料の 7%となっており、マネジメントには事務費として月額賃料の 1%が支払われる。

駐車場については、フェイス駐車場、地下で隣接している市営駐車場・駐輪場及び公共地下通路と合わせて、市から(株)船橋市街地改造公社（以下「公社」という）に委託している。随意契約で年間契約額は 64,696 千円となっている。

#### 運営体制

市では、南口再開発事務所（所長以下 15 人）のうち、所長を含めた 6 人が兼務でフェイスの管理運営に携わっており、専属担当者は置いていない。

ビル共用部の意思決定や管理運営については、上述のとおり管理組合法人が行っている。管理組合法人の構成は、理事 7 人、事務局職員 1 人、派遣社員 1 人となっており、さらに理事会の下に店舗・公益部会、事務所・公益部会、駐車場協議会の 3 部会があり、それぞれ市職員が 2 人ずつ参加している。

駐車場の管理運営については、市では専任者はおらず、公社が、専属職員 3 人とパートタイマー 43 人で運営している。市では、その監督業務や修繕業務（日常及び大規模修繕計画）等を行っている。

### (3) マネジメントの状況（公社については、「本町駐車場」参照）

#### マネジメントの目的

マネジメントは、フェイスの賃貸借及び管理、運営に関する業務を営むことを目的として平成 13 年 12 月に設立された。

#### 事業内容

マネジメントの事業内容は、同社の定款によれば次のとおりである。

- ・不動産の賃貸借及び管理、運営に関する業務
- ・損害保険の代理店業務
- ・上記に附帯する一切の業務

#### マネジメントの財務状況

マネジメントの財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度
営業収益	1,941
営業利益	1,445
経常利益	6
当期利益	65
総資産	754,798
純資産	3,516
市の出資比率	6%

(注)平成 13 年度は、年度途中の設立で、ほとんど事業活動を行っていないため記載を省略した。また、平成 15 年度予算については策定されていない。

マネジメントの役職員数（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役員数 7 人（うち常勤 0 人）、職員数 2 人（うち契約職員 1 人）

#### (4) 初期投資の状況

フェイスの建設は、その多くが国庫補助事業（市街地再開発事業）の範囲で行われており、財源構成は下記のとおりとなっている。なお、国庫補助事業部分については、国の負担割合は保留床の処分予定額を差引いた事業費の約 50%となっている（保留床の処分予定額については下記（注）参照）。

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債(注)
用地費・補償費	17,620,073	14,587,302	8,881,100	1,114,935	17,105,100
建設費	24,068,364				
うちフェイス建設費	22,466,725				
うち駅前広場整備費	1,601,639				
合計	41,688,437				

(注) 市債の償還財源は、現在市が所有している保留床の処分予定額 17,672,435 千円により賄う事業計画となっている。よって、もし仮に保留床が処分予定額で売却できれば、実質的な市の負担額は  $14,587,302 + 17,105,100 - 17,672,435 = 14,019,967$  千円となる。ただし、現在、市では平成 15 年 1 月末の保留床の処分時価を 5,533 百万円と見ており、計画時の処分予定額との間で 8,486 百万円の差が生じている。詳細は後述の「(7)監査の結果に添えて提出する意見 市債及び一般会計借入金の償還計画」で指摘する。

なお、市債部分は保留床の売却によって償還に当てる計画だが、この点に関しては「監査の結果及び意見」の項で述べることとする。

(5) 施設の利用状況及び収支状況

供用開始が平成 15 年度からのため、15 年度の予算のみ記載する。

なお、フェイスの建設及び保留床の管理運営に係る歳入・歳出については、船橋駅南口再開発事業特別会計（以下、「特別会計」という。）で集計される。また、下表の内容は、施設及び駐車場のうち保留床に係る分のみであり、権利床に係る分は含めていない。

（単位：千円）

	平成 15 年度 ( 予算 )
入居率 ( 市所有分 ) ( 注 1 )	96.0%
駐車場回転率 ( 注 1 )	0.22
( 市の収支 )	
<b>歳入 A</b>	<b>439,307</b>
保留床賃貸収入	354,903
駐車場収入	99,111
共益費収入	114,085
雑収入	11,715
一般会計からの収入 ( 注 2 )	140,507
<b>歳出 B</b>	<b>171,418</b>
人件費	7,933
委託料 ( 注 3 )	38,000
共益費負担金	123,296
その他	2,189
<b>市収支 (A-B)</b>	<b>267,889</b>
<b>全体収支</b>	<b>267,889</b>

(注 1)平成 15 年 11 月現在の実績値によっている。

なお、駐車場回転率は、1 日平均利用台数 / 時間貸し利用可能台数 で計算している。

(注 2)一般会計からの収入は、公共公益施設に係る保留床の賃貸収入であり、市内部での資金のやり取りに過ぎないため、相殺消去している。

(注 3)公社に対する委託料 64 百万円のうち、フェイス駐車場にかかる分を、設計資料を基に按分計算した。

(6) 監査の結果

大規模修繕計画について

長期修繕計画は現在管理組合法人で策定中である。起債等償還計画においても毎年度の長期修繕積立金は織込まれているものの、実態に即した数値にはなっていない。

(改善策)

大規模修繕が必要な項目について、実施時期や修繕費用を早急に試算し、長期修繕計画を策定するとともに、その結果を起債等償還計画に織込む必要がある。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コストについて

フェイスのトータルの行政コストの試算結果は次のとおりである。減価償却費は建設費のうち市所有部分（保留床）を25年で償却している。

(単位:千円)

	平成 15 年度予算
(行政コスト)	
<b>人に係るコスト</b>	<b>75,617</b>
市職員人件費	75,617
<b>物に係るコスト</b>	<b>420,908</b>
物件費	1,277
外部委託費	38,000
維持管理費	159,445
減価償却費	222,186
<b>その他のコスト</b>	<b>303,200</b>
支払利息	303,200
<b>行政コスト合計</b>	<b>799,725</b>
(収入項目)	
保留床賃貸収入	354,903
駐車場収入	99,111
雑収入	11,715
共益費収入	114,085
内部取引消去 (一般会計からの収入)	140,507
<b>収入項目合計</b>	<b>439,306</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>360,418</b>
人口	559,956 人
市民 1 人当たり差引行政コスト	643 円

保留床賃貸収入のうち 140 百万円については、市一般会計からの収入であるため（総合窓口、船橋市民文化創造館等に対するもの）、市全体の行政コスト計算の観点から控除している。これにより、市全体としてフェイス保留床の使用・管理に要する差引行政コストは年間 360 百万円、市民 1 人当たりでは 643 円と試算される。

(意見)

外部収入の増加や経費削減を達成するための努力が必要である。収入が計画を下回れば、市債償還及び一般会計繰入金の償還計画にも重大な影響を及ぼすおそれがある。特に、駐車場収入に関しては、(7) で指摘のとおり実際には低水準であり、予算収入が達成できるような努力が必要である。

さらに、この差引行政コストに見合う効果が市として得られているかどうかを定期的に検討していくことが望ましい。

#### 駐車場の利用状況について

駐車場の利用実績について、開業した4月から10月末までの1日平均駐車台数が28台であり、回転率はわずか0.22に過ぎない。その原因としては、近隣駐車場と比べて料金が高いこと（昼間1時間あたりの駐車料金はフェイス400円に対して、近隣の船橋北口駐車場は320円）、大通りから駐車場に行くには道路を迂回しなければならず案内も分かりにくい、フェイス利用者等に対する割引措置がない、機械式のため車高の高いハイルーフ車が駐車スペースが少ない、といった点が挙げられる。

#### （意見）

案内表示の強化や、商業施設利用者に駐車割引を適用する、といった抜本的な対策が必要と考える。また、改善の見込みがなければ、収支計画の見直しが必要になる。

#### 運營業務代行会社に対する報酬について

店舗部分の運營業務を代行している日本毛織(株)に対する報酬は、毎月の賃料総額に比例している（但し同社に責めのない場合は最低3百万円）となっている。この点について、現状では未入居テナントが少なく比較的高額の賃料水準を確保しているものの、今後築年数が経つと高い入居率や賃料単価を維持できるとは限らず、そのときに現在の報酬の設定が最適であるとは限らない。

#### （意見）

運營業務代行会社が入居率や賃料単価を高める努力をより促すような、報酬を検討する余地があるものと考え。例えば、一定の賃料総額を境にして報酬率を引き上げる方法（例：月額賃料が 円までは5%、超えた分については8%とする）等を事前に検討しておくことが望ましい。

#### 共益費負担金の算定根拠について

経費のうち最も大きいのは共益費負担金（138百万円）であり、単価は、5,250～6,300円/坪となっている。これに対して、船橋駅周辺の大規模ビルの子益・管理費相場は平成12年度で4,000円/坪となっている（南口再開発事務所調べ）。なお、算定根拠はコンサルティング会社（RIA）に依頼して決定しているとのことである。

#### （意見）

共益費負担金が近隣と比較して割高になっているため、金額設定の妥当性について再検討することが望ましい。

#### 市債及び一般会計繰入金の償還等計画について

市が作成した市債償還計画によれば、借入総額17,105百万円（借換分を除く）を平成14年度から43年度の30年間にかけて償還することになっている。現在は利率が0.50%～2.3%と低利であるが、いずれも借換後は利率3%を見込んでいる。なお、市債の償還財源としては、保留床の賃料収入の他に市一般会計からの繰入金を充てる計画となっている。

この市債償還計画の要約は次のとおりとなっている。

(市債償還計画の要約)

(単位：百万円)

	償還額			市債残高	償還財源	
	元金(借換除く)	利子	合計		賃料収入	一般会計繰入金
平成 14 年度	540	303	843	16,564	-	843
平成 15 年度	805	294	1,100	15,759	317	783
〃						
平成 43 年度	46	1	47	0	47	-
合計	17,105	4,794	21,899	-	9,810	11,786

(市作成資料による)

この計画から分かるとおり、市債の償還財源は賃料収入が 98 億円、一般会計繰入金が 117 億円となっている。

このうち、一般会計繰入金総額に相当する金額については、平成 40 年度から特別会計から一般会計への繰出が開始され、繰出金財源については当面賃料収入で賄い、一般会計繰入金残高が減少して保留床の処分時価で賄えるようになった時点で、保留床を売却することにより全額繰出する計画となっている。

一般会計繰入金に対する特別会計繰出計画(以下、「繰出計画」という。)の要約は次のとおりとなっている。

(繰出計画の要約)

(単位：百万円)

	一般会計繰入額	繰出額	一般会計繰入金残高	繰出財源		保留床時価
				賃料収入	保留床処分	
平成 14 年度	1,043	-	1,043	-	-	5,533
平成 15 年度	783	-	1,826	-	-	5,529
〃						
平成 39 年度	2	-	12,289	-	-	5,694
平成 40 年度	-	9	12,280	9	-	5,702
〃						
平成 56 年度	-	470	5,514	470	-	5,643
平成 57 年度	-	5,514	0	-	5,514	5,624
合計		12,289	-	6,775	5,514	-

(市作成資料による)

これら市債償還計画及び繰出計画は、市債償還額の一部を一般会計繰入金に振り替えるものの、平成 57 年度で全て償還できるため、最終的には市の負担は発生しない結果になる。しかし、市債償還計画及び繰出計画の前提条件を見ていくと、少なくとも次の点に問題があると考えられる。

ア．一般会計繰入により、一般会計の用途が制限されること

一般会計繰入金财源は特に決まっていないが、一般会計が特別会計に繰入を行うことにより、特別会計繰出が行われるまでの間、一般会計の財政を圧迫することになる。これらの繰入、繰出の効果は、実質的には一般会計から特別会計への償還資金の貸付けと同様である。

しかし、繰入、繰出の形態であるため、特別会計にとって返済義務や支払利息は発生しない。これは、特別会計にとっては有利な条件であるが、逆に、一般会計は繰入期間中、それだけ予算の用途が制限されることになる。

イ．保留床の賃料水準が下がらない設定であること

平成 16 年度以降の毎年度の賃料等収入は年額 531 百万円で設定されている（平成 15 年度は 432 百万円）。この内訳は保留床賃料 479 百万円、駐車場収入 52 百万円となっている。

このうち、保留床賃料について、償還計画ではオフィス部分が 4,772 円 / m<sup>2</sup>、商業部分が 8,787 円 / m<sup>2</sup>で計算されている。これに対して、船橋駅周辺のオフィス平均賃料は 3,000 ~ 5,800 円 / m<sup>2</sup>となっている（財団法人日本不動産研究所調査報告書（平成 14 年 6 月）より）。

また、保留床の入居率は 100%と設定されているが、平成 15 年 11 月現在において、賃貸面積 5,902 m<sup>2</sup>（駐車場を除く）のうち 357 m<sup>2</sup>についてはテナントが確定していない。このうち 253 m<sup>2</sup>は平成 15 年度中に県施設（（仮称）県民センター）が入居する予定だが、残りの 104 m<sup>2</sup>については、具体的な入居予定が立っていない。

ウ．保留床の処分時価が現在よりも値上がりしていること

保留床の時価については、計算方法を土地と建物に分けて前提条件を設定している。土地については平成 21 年度から年 1%ずつ上昇、建物については 70 年間で償却することとしている。

しかし、建物については、新築時の時価を 4,226 百万円と見積もっているのに、平成 57 年度においても 3,736 百万円であり、減価幅はわずか 11%に過ぎない。この計算根拠は、用地買収時の補償価格の算定式を示した「損失補償算定標準書 平成 11 年度版」（関東地区用地対策連絡協議会）を用いており、これによれば、耐用年数 70 年の建物の場合、平成 57 年度末（43 年経過）での補償率は 88.4%となっている。

（意見）

上記ア～ウについて、それぞれ次の点を検討することが望ましい。また、ア～ウの指摘を踏まえて、償還計画及び繰出計画を定期的に見直すとともに、収支状況が計画を下回る場合には、一般会計繰入金をこれ以上増やさずに済むように、早期に対策を検討、実行していくべきである。

ア．一般会計繰入により、一般会計用途が制限されること

一般会計の財政も厳しい状況が続いているため、現在の計画よりも一般会計繰入金が増加したり、特別会計繰出が遅れたりすることのないよう、運営に当たることが望ましい。

イ．保留床の賃料水準が下がらない設定であること

賃料単価について、周辺賃料と比べてオフィスはやや高めに設定されているが、これは、場所が駅前で便利であることと新しい施設であることによるためと考えられる。しかし、立地の利便性はともかく、新しさの方は今後数十年が経過すると陳腐化によって単価が下がる可能性がある。この点について、経過年数と単価の関係を調査した上で市債償還計画及び繰出計画に織込むか、今後実際の賃料単価を下げざるを得ない状況になった場合には計画を修正することが望ましい。仮に 42 年間の平均単価が現在よりも 10% 下がれば、年間 39 百万円、42 年間では 16 億円の減収となる。

また、入居率 100% が 42 年間続く前提となっているが、現状でも未入居部分があるうえ、入居テナントが途中で退去することは当然起こり得る。その場合、次のテナントの入居がすぐに決まるとは限らない。この点について、ある程度の空室率を見込んだ上で市債償還計画及び繰出計画を策定することが望ましい。

ウ．保留床の処分時価が現在よりも値上がりしていること

保留床の時価のうち建物については、築 43 年経った物件の価格が新築時の価格と 11% 弱しか変わらないことは、一般的には考えにくい。実際に公共用地の補償率によった価格でビルが処分できるとは考えにくく、処分時価の見積額は過大になっている可能性がある。今後、より現実的な処分時価の設定を行い、不足分をいかに負担すべきかについての議論を深めていくことが必要であると考えられる。

## 8 . 船橋市勤労市民センター

### (1) 施設の概要

所在地  
船橋市本町4丁目19番6号

所管部署  
経済部

供用開始年度  
平成元年度

施設の目的  
勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及びコミュニティーの向上に資するために設置された。

### 施設の内容

(単位：円)

階	施設名	定員 (人)	午前 9:00～ 12:00	午後 12:30～ 16:30	夜間 17:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
1F	展示室		2,100	3,100	3,900	7,300
2F	特別会議室	24	3,700	5,400	6,800	12,700
	小会議室	12	700	1,000	1,300	2,400
	第一講習室	42	2,500	3,700	4,600	8,600
	第二講習室	30	2,300	3,400	4,300	8,000
	第一和室	30	1,500	2,200	2,800	5,200
	第二和室	24	1,300	1,900	2,400	4,500
	茶室	5	900	1,300	1,600	3,000
	特別室	6	500	700	900	1,700
3F	第一会議室	54	2,700	4,000	5,000	9,400
	第二会議室	24	1,300	1,900	2,400	4,500
	第三会議室	42	2,400	3,500	4,400	8,200
	第四会議室	42	2,500	3,700	4,600	8,600
	レクリエーションルーム	120	6,400	9,400	11,800	22,100
B1	第一楽屋	5	700	1,000	1,300	2,400
	第二楽屋	5	700	1,000	1,300	2,400
B2	第一音楽室	50	2,500	3,700	4,600	8,600
	第二音楽室	30	1,200	1,800	2,300	4,200
	ホール	400	10,600	15,500	19,400	36,400

(「料金表」より)

(注1) 消費税は含まれていない。

(注2) 営利を目的とした入場料、参加費、受講料、検定料、受験料等を徴収したり、物品等の売買行為または契約等で利用する場合は、上記料金の3倍となる。

(注3) 市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、利用を許可した単位利用時間の金額の1.8倍となる。

(注4) 第一楽屋、第二楽屋及びホールについては、午後は13:00から17:00、夜間は18:00から21:00となっている。

占有延床面積 : 4,319.27 m<sup>2</sup>

建築構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造り  
地上5階、地下2階(勤労市民センターは地下1階及び2階の一部、地上1階、2階、3階及び4階の一部を区分所有)

利用時間 : 9:00～21:00  
休館日は月曜日、国民の祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日までの日

事業の内容 : 船橋市勤労市民センター(以下、「市民センター」という。)の施設及び附属設備の賃貸

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、「財団」という。)へ管理運営を委託しており、利用料金制を採用している。

### 主な委託業務

- ア 市民センターの施設及び附属設備の維持管理
- イ 市民センターの運営管理

### 運営体制

財団の組織は次のとおりとなっている。

事務局	総務課
	事業課
	管理課

## (3) 財団の状況

### 財団の目的

財団は、船橋市内の中小企業に働く人たちの総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的に市が平成4年1月に設立した公益法人である。

また、平成10年度より、市から市民センターの管理、運営業務を受託している。

### 事業内容

- ア 在職中の生活安定事業
- イ 健康維持増進事業
- ウ 老後生活安定事業

- 工 自己啓発・余暇活動事業
- 才 財産形成事業
- 力 労働時間短縮促進事業
- キ 共済給付事業
- ク 情報提供事業
- ケ 特定退職金共済事業
- コ 市民センターの管理運営に関する事業

なお、平成 10 年度より、市から財団が市民センターの施設及び附属設備の維持管理と運營業務を受託し、利用者のサービス向上に努めている。

#### 財団の財務状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
総収入	219,748	227,639	232,927
総支出	218,942	224,935	230,895
当期収支差額	806	2,703	2,031
総資産	444,689	460,761	479,306
正味財産 (基本金)	320,856 (300,000)	317,525 (300,000)	319,857 (300,000)
市の出資比率	100%	100%	100%

#### 財団全体の役職員数 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

役員数	理事		13 人	
	うち常勤役員		1 人	
	監事		2 人	
職員数	市派遣職員		5 人	
	財団採用職員	プロパー (定年制)	2 人	
		有期限雇用	市OB	1 人
		臨時的雇用		16 人

#### (4) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	1,032,000	1,032,000			
建設費	1,948,000	1,948,000			
合計	2,980,000	2,980,000			

## (5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
利用人数(人)	332,090	321,646	311,396
(市の収支)			
歳入 A			
歳出 B	<b>79,564</b>	<b>73,620</b>	<b>68,790</b>
補助金(注1)	43,575	43,488	46,105
市派遣職員人件費(注2)	33,717	26,509	21,857
市民センター整備費	2,271	3,622	827
市収支(A B)	<b>79,564</b>	<b>73,620</b>	<b>68,790</b>
(団体の収支)			
収入 C	<b>98,008</b>	<b>97,567</b>	<b>101,221</b>
施設利用料収入	46,488	46,316	47,083
附属設備利用料収入	5,809	5,651	5,926
売店等事業収入	2,029	2,038	2,044
市からの補助金収入(注1)	43,575	43,488	46,105
雑収入	105	71	62
支出 D	<b>98,049</b>	<b>97,576</b>	<b>101,269</b>
直接費	82,463	80,762	78,907
人件費	6,342	6,450	6,515
委託費	45,856	45,309	44,763
修繕費	3,411	2,999	2,427
その他	26,853	26,003	25,201
間接費(一般管理費)(注2)	15,586	16,814	22,362
団体収支(C D)	<b>41</b>	<b>9</b>	<b>48</b>
全体収支 +	<b>79,606</b>	<b>73,629</b>	<b>68,838</b>

(注1) 市民センターの管理運営に係る補助金の他に、財団一般管理費に係る補助金を含んでいる。なお、財団一般管理費に係る補助金は、総額を事業費割合により施設運営管理事業へ配賦した。

(注2) 総額を事業費割合により施設運営管理事業へ配賦した。

利用人数は減少傾向にあるが、平成 14 年度に利用料金体系の一部を改定したことや、市民センター整備費の減少により、全体収支は改善傾向にある。

平成 14 年度の市民センター整備費は、ピアノ用椅子、プロジェクター及びスクリーン購入費である。

(年間利用者数及び稼働率の推移)

区 分		平成 12 年度		13 年度		14 年度		
		利用 人数 (人)	稼働率 (%)	利用 人数 (人)	稼働率 (%)	利用 人数 (人)	稼働率 (%)	
会 議 室 等	会 議 室	第一会議室	26,079	76.0	26,479	76.4	22,889	69.6
		第二会議室	12,591	87.6	13,746	88.9	13,383	88.1
		第三会議室	20,500	80.9	17,591	80.4	15,273	74.9
		第四会議室	17,396	76.1	16,729	75.5	15,305	69.2
		小会議室	6,500	86.0	6,834	87.6	6,552	87.5
		計	83,066	81.3	81,379	81.7	73,402	77.9
	和 室	第一和室	7,988	54.5	8,066	56.1	8,078	55.3
		第二和室	7,021	62.9	6,950	61.6	7,266	62.4
		計	15,009	58.7	15,016	58.8	15,344	58.9
		茶 室	6	0.2	90	2.7	40	1.3
		特別室	3,566	79.8	3,900	87.9	3,822	87.9
	講 習 室	第一講習室	18,409	76.7	18,346	78.9	17,420	73.7
		第二講習室	13,619	80.8	14,690	83.6	13,724	81.7
		計	32,028	78.8	33,036	81.2	31,144	77.7
		特別会議室	7,531	61.1	8,012	62.2	6,788	52.7
	音 楽 室	第一音楽室	9,128	43.4	9,609	44.5	9,640	49.4
		第二音楽室	6,713	62.2	6,771	71.5	7,623	71.8
		計	15,841	52.8	16,380	58.0	17,263	60.6
		レクリエーションル ーム	22,928	70.5	22,500	69.5	23,472	66.3
		小計	179,975	66.6	180,313	68.5	171,275	66.1
ホ ール 等	ホール	97,955	53.7	96,511	53.2	97,660	56.6	
	展示室	28,835	40.5	18,888	33.1	19,834	43.1	
	小計	126,790	47.1	115,399	43.2	117,494	49.9	
合 計		306,765	64.3	295,712	65.5	288,769	64.2	
トレーニングルーム		25,325		25,934		22,627		
総 合 計		332,090		321,646		311,396		

(財団作成「部屋別利用件数及び利用人数」より)

稼働率 = 利用団体数 / [ 開館日数 × 3 (午前・午後・夜間) ]

## (6) 監査の結果

### 土地台帳と建物台帳の整備について

船橋市財務規則第 168 条によると、土地台帳及び建物台帳を整備し、当該管理に係る公有財産について、その実態を明らかにして置かなければならないとされている。台帳の様式は別途定められており、取得年月日、所在地、地目、地積、取得価格等を記載することとされている。当該規則に基づき、市民センターに係る土地及び建物について、様式にしたがった土地台帳及び建物台帳が作成されている。しかし、土地台帳には、取得価格が記載されておらず、土地の取得価格は建物台帳における建物取得価格に含めて記載されていた。市担当者によると、当該建物は市民センターとして区分所有の建物を取得したものであるため、土地部分については土地台帳に計上を行わず、建物取得価格として建物台帳に記載を行ったとのことである。

また、建物台帳では、附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容が把握できない状況である。

### (改善策)

土地及び建物の所有形態が区分所有であろうとなかろうと、建物及び土地の取得価格が区分されている以上、それぞれの取得価格を各台帳に記載することが公有財産の実態を表す上で必要である。したがって、現状、建物台帳上の取得価格に含まれている土地の取得価格を、建物台帳の取得価格から外して土地台帳に記載することが必要である。また、建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格等を記載した台帳もしくは補助簿を作成することが必要である。

### 備品管理について

市との市民センターに係る管理委託基本契約第 5 条においては、市は、財団が委託業務を実施するために必要な備品等を、財団に無償で貸付けることとされている。また、無償貸付けを受けた備品等については、財団で適正な管理を図らなければならないとしている。

財団は、所管部署である商工振興課より、無償貸付けを受けている備品について、備品台帳のコピーを入手・保存しているが、備品台帳と現物の定期的な照合を実施していない。

備品台帳と現物の一部を照合した結果、一部の備品について、備品整理票がはがれているものがあった。

### (改善策)

貸与備品の適正な管理を行うためには、少なくとも 1 年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合が行われていれば備品整理票の不備等が発見できたものと考えられる。また、備品整理票の貼付は、備品の所有者である市の所管部署で行うべきものであり、所管部署も、定期的に貸与備品の保管状況の調査を行う必要がある。

委託契約について

平成 14 年度の委託契約のうち、上位 3 件の委託業務についての過去 3 年間における契約状況は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

業務内容	委託先	契約形態	指名参加業者数	種類	平成 12 年度	13 年度	14 年度
清掃	(有)タナベサービス	指名競争	3 社	予算額	10,029	9,954	9,954
				設計額	10,029	9,954	9,954
				契約額	9,954	9,954	9,954
				落札率(%)	99.2	100.0	100.0
電気等設備保守管理	長太郎ビルサービス(株)	指名競争	3 社	予算額	11,245	10,972	10,972
				設計額	11,191	10,972	10,972
				契約額	10,972	10,972	10,899
				落札率(%)	98.0	100.0	99.3
ホール等設備操作保守管理	京成ビルサービス(株)	指名競争	3 社	予算額	11,254	10,842	10,842
				設計額	11,059	10,842	10,842
				契約額	10,842	10,842	10,657
				落札率(%)	98.0	100.0	98.2

上表によると、次の事項について問題があり、指名競争入札によるコスト削減効果が図られていない。

- ア 契約方法が指名競争入札であるにもかかわらず、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて選定業者が同一であり、契約額もほぼ同一である。
- イ 平成 13 年度においては、予算額、設計額及び契約額が同額となっている。
- ウ 指名参加業者数が、平成 11 年度から平成 14 年度まで同一である。

(改善策)

毎年、前年度契約額及びその後の諸事情(人件費や経費の低下傾向)を十分勘案した上で、予算額及び設計額を決定することとし、委託料削減に努めていく必要がある。

また、指名参加業者数を更に増やすことにより、落札率を改善し、コスト削減効果を図る必要がある。

労働者派遣契約の締結について

財団は、労働者派遣契約を長太郎ビルサービス(株)と締結し、派遣者の受入を行っている。特定労働者派遣事業を行うためには、事前に厚生労働省への届出が必要であるが、労働者派遣契約を締結する段階において、長太郎ビルサービス(株)が派遣に係る届出を行っているかどうかを確認する手続がなされていない。

(改善策)

資格が必要とされる業務に係る契約を締結する場合、契約業者が有資格者であることを事前に確認する手続が必要であると考え。指名競争入札の場合においては、指名参加業者選定の段階において、当該手続を行う必要がある。

#### 有資格者名簿の作成について

財団の会計規程第 33 条によると、財団の事務局長があらかじめ入札に参加しようとする者の資格を審査し、有資格者名簿を作成しなければならないとしている。しかし現状においては、有資格者名簿は作成されておらず、市のものを代用している。

#### (改善策)

現状の会計規程には、市の有資格者名簿を代用することが出来るとする規定は存在せず、規程違反となっている。財団で独自に有資格者名簿を作成することについて、効率性及び効果性の観点から再検討し、会計規程の見直しを行っていく必要がある。

#### 修繕費の負担関係について

市民センターに係る市との管理委託基本契約第 2 条によると、施設の修繕については原則として市が負担するが、小規模修繕については財団が負担することとしている。但し、財団が負担した場合においても、補助金対象経費とされ、実質的には市の負担となっている。

この小規模修繕の定義が明らかとなっておらず、修繕の必要性が生じた場合、市と財団のどちらが支出を行うかが不明確である。

#### (改善策)

小規模修繕に係る経費についても、補助金対象となるため、最終的には市の負担となるが、小規模修繕が発生したときにおける負担関係を明確にし、迅速な対応が図れる体制を整えるため、小規模修繕の定義を具体的に定めておく必要がある。

#### 再委託の事前承認について

市民センターに係る市との管理委託基本契約第 8 条によると、市からの受託業務を第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承認を受ける必要があると規定されている。これを受けて財団では、第三者へ再委託を行う業務については、毎年市へ申請を行い、承認を得ているが、申請に係る書類を閲覧した結果、再委託業務が大雑把に記載されているのみであり、業務の内容等が申請書類だけでは不明瞭であった。

#### (改善策)

再委託の事前承認は、再委託の必要性、妥当性を事前に市がチェックすることにより、財団における施設管理の効率性を確保するために必要なものであり、このような趣旨から、再委託の承認は再委託先や再委託理由を付して、個別に承認が行われる必要がある。

#### 大規模修繕計画について

施設に係る大規模修繕について、計画が策定されていない。

#### (改善策)

施設は市の所有であるため、市において大規模修繕の実施時期及び修繕費の見積を行い、修繕計画を策定することが必要である。

施設利用料金の前受金処理について

施設利用料金は、原則、施設利用前に事前徴収を行うことになっており、利用日の約10日前には利用者から現金にて徴収される。財団においては、利用料金収納時に施設利用料収入を計上しており、収納した施設利用料金に係る施設利用が年度をまたいだ場合においても、施設利用料金の前受金計上は行われていない。また、市が施設を利用した場合、例外的に施設利用後の料金収納となるが、この場合、施設利用に係る料金の徴収が翌年度になる場合においても、施設利用収入の未収計上は行われていない。このため、年度で区切った場合、施設利用料収入が施設の利用実績を適切に反映していない状況にある。

(改善策)

各年度で計上される施設利用料収入が、各年度の施設の利用実績を適切に反映するように、利用料金の前受計上及び未収計上を行っていく必要がある。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 12年度	13年度	14年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	40,060	32,959	28,372
市職員人件費	33,717	26,509	21,857
団体職員人件費	6,342	6,450	6,515
物に係るコスト	154,926	154,494	149,757
物件費(賃借料、物品購入費等)	4,668	5,665	2,840
維持管理費(委託料)	45,856	45,309	44,763
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	26,132	25,261	23,904
減価償却費	77,920	77,920	77,920
その他(雑費)	348	337	328
その他のコスト	16,971	18,173	23,744
支払利息			
その他(租税公課等)	1,385	1,359	1,382
財団一般管理費配賦額	15,586	16,814	22,362
行政コスト合計	211,958	205,628	201,874
(収入項目)			
施設利用料収入	46,488	46,316	47,083
附属設備利用料収入	5,809	5,651	5,926
売店等事業収入	2,029	2,038	2,044
雑収入	105	71	62
収入項目合計	54,432	54,078	55,116
差引行政コスト	157,526	151,549	146,758
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	286円	274円	262円
年間利用者数	332,090	321,646	311,396
利用者数1人当たり差引行政コスト	474円	471円	471円

(注1)「財団一般管理費配賦額」については、一般会計における一般管理費を一般会計各事業費実績額により按分した。

平成12年度から平成14年度までの推移を見ると、行政コストは年々減少傾向にある。また市の人口の増加と相まって、市民1人当たり差引行政コストについても平成12年度の286円から平成14年度の262円と24円低下している。一方で、施設利用者は総数で見ると、年々減少傾向にあり、このため利用者1人当たり差引行政コストは平成12年度の474円から平成14年度471円と3円低下しているが、市民1人当たり差引行政コストに比べ下げ幅は小さい。

(意見)

今後利用者1人当たり差引行政コストを下げるために、更なるコストの削減、あるいは利用者の増加を図る方策を打ち立てて行く必要があると考える。

## 9 . 船橋市中央図書館

市には中央図書館のほかに、西図書館、東図書館、北図書館の3図書館が設置されている。今回の監査対象は中央図書館であるため、各種データ、監査結果及び意見は、原則として中央図書館についてのものである。但し、図書館の施設運営のあり方については、船橋市図書館4館全体について言及する必要があるものも少なくないため、そのような場合においては、船橋市図書館4館全体のデータを提示しており、また、それに基づき監査結果及び意見を述べている。

### (1) 施設の概要

所在地

船橋市本町4丁目38番28号

所管部署

教育委員会 生涯学習部

供用開始年度

平成12年度(湊町2丁目からの移設・拡充)

施設の目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

## 施設の内容

階	施設名	備考
2階 1,967.11 m <sup>2</sup>	一般閲覧室	平成15年3月31日現在 (蔵書冊数) 一般書 162,188冊 参考図書 6,061冊 児童書 30,589冊 計 198,838冊
	大型本コーナー	
	大活字本・点字コーナー	
	デジタルライブラリ	
	美術図書コーナー	
	新聞・雑誌コーナー	
	対面朗読室	
3階 1,906.68 m <sup>2</sup>	会議室	
	じどう室	
	児童資料室	
	おはなし室	
	参考図書室	
	郷土資料コーナー	
	事務室	
閉架書庫		

(図書館要覧より)

### (参考) 船橋市図書館4館の占有延床面積及び蔵書冊数比較

	占有延床面積	蔵書冊数			
		一般書	参考図書	児童書	計
中央図書館	3,926.59 m <sup>2</sup>	162,188冊	6,061冊	30,589冊	198,838冊
東図書館	2,436.59	169,095	11,754	32,702	213,551
西図書館	1,862.97	188,977	20,043	29,632	238,652
北図書館	3,240.27	184,591	15,372	33,134	233,097

(図書館要覧より)

(注) 東図書館の蔵書冊数には、東図書館管轄の移動図書館の蔵書は含まれていない。

- 敷地面積 : 3,688.61 m<sup>2</sup>  
 占有延床面積 : 3,926.59 m<sup>2</sup>  
 建築構造 : 鉄筋コンクリート造り 14階 地下2階(図書館は2,3階部分に位置しており、当該部分を市が区分所有している)  
 利用時間 : 9:30～17:00  
 但し、水・金曜日については、9:30～19:00  
 休館日は月曜日、国民の祝日、月末図書整理日(最終木曜日)  
 事業の内容 : 図書の貸出、調査研究を援助するためのレファレンス・サービス

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制（平成 15 年 3 月 31 日現在）

館長 1人	主幹 2人	館内奉仕班 8人	一般図書コーナー
			児童図書コーナー
			参考図書コーナー
			デジタルライブラリコーナー
	庶務班 2人		
館長補佐 1人			
副主幹 2人			

正職員 (うち、司書資格あり)	16人 (6人)
嘱託、非常勤等	13人

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

事業費合計	取得財源			
	一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
2,990,000	702,900			2,287,100

(注1) 平成 15 年 3 月 31 日現在の市債残高は 2,287,100 千円である。

(注2) 取得財源が用地費と建設費に区分できないため、事業費合計額のみを記載した。

なお、事業費の内訳は、用地費が 1,471,088 千円、建設費が 1,518,912 千円である。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
事業実績(貸出冊数)			
一般書	281,775	365,015	390,205
児童書	66,601	88,575	114,815
貸出冊数計	348,376	453,590	505,020
歳入 A	<b>844</b>	<b>1,176</b>	<b>4,121</b>
社会教育費県補助金			2,988
電子複写機使用料	762	1,097	1,071
自動販売機電気使用料	24	25	20
公衆電話使用料	57	53	40
歳出 B	<b>306,293</b>	<b>316,376</b>	<b>297,307</b>
管理運営費	267,414	270,634	251,565
人件費	184,672	190,437	171,410
委託費	16,402	12,805	12,745
需要費	21,427	28,335	29,525
その他	44,913	39,055	37,885
公債費	38,879	45,742	45,742
市債利息	38,879	45,742	45,742
市債元金償還額			
収支 (A B)	<b>305,448</b>	<b>315,199</b>	<b>293,186</b>

(最近3年間の貸出冊数等の推移)

	平成 12年度	13年度	14年度
開館日数(日)	197	273	272
うち、夜間開館日数(日)	94	95	96
蔵書冊数(冊)	175,920	187,217	198,838
新規登録者(人)	11,630	8,655	8,159
貸出冊数(冊)	348,376	453,590	505,020
1日平均貸出冊数(冊)	1,768	1,662	1,857
夜間貸出冊数(冊)	21,308	27,870	29,600
夜間1日平均貸出冊数(冊)	226	293	308
相談業務受付件数(件)	818	992	969
予約・リクエスト処理件数(件)	10,207	17,934	20,350
コピー機利用枚数(枚)	76,214	111,797	107,165

(図書館要覧より)

(注1)平成12年度は、現在の中央図書館(本町4丁目)への移設が行われたため、開館日数が他の年度より少ない。

(注2)夜間開館(17:00~19:00)は毎週水曜日と金曜日である。

(平成14年度の分類別貸出冊数)

(単位:冊)

分類	貸出冊数(冊)	貸出比率(%)	蔵書冊数(冊)	回転率(%)
総記	4,997	0.9	6,250	80.0
哲学	11,340	2.3	5,938	191.0
歴史	33,516	6.6	16,383	204.6
社会科学	35,506	7.0	25,787	137.7
自然科学	25,884	5.1	14,695	176.1
技術	34,368	6.8	12,908	266.3
産業	12,898	2.6	6,265	205.9
芸術	28,532	5.6	15,359	185.8
言語	5,901	1.2	3,321	177.7
文学	216,262	42.8	67,599	319.9
絵本	65,938	13.1	10,284	641.2
特殊資料			29	
郷土資料			6,088	
雑誌	30,378	6.0	7,932	383.0
合計	505,020	100.0	198,838	254.0

(図書館要覧より)

(注)回転率(%)は、次の算式で求めた。

$$\text{貸出冊数(冊)} / \text{蔵書冊数(冊)} \times 100$$

(開館時間帯別の利用者の推移)

(単位：人)

	開館～ 11時	11～13	13～15	15～17	17～19 (夜間)	合計	開館日 数(日)	夜間日 数(日)
4月	1,703	2,964	2,990	4,176	893	12,726	23	8
5月	1,905	3,226	3,205	4,433	1,010	13,779	23	9
6月	1,990	3,585	3,362	4,605	877	14,419	25	8
7月	2,236	3,342	3,283	5,038	1,136	15,035	24	9
8月	2,567	4,025	3,811	5,523	1,086	17,012	26	9
9月	1,529	2,538	2,389	3,661	739	10,856	18	6
10月	1,820	2,960	3,068	4,252	722	12,822	21	7
11月	1,828	3,221	3,247	4,226	956	13,478	23	9
12月	1,618	2,913	3,010	3,881	741	12,163	22	8
1月	1,583	3,021	3,240	4,032	922	12,798	21	8
2月	1,670	3,182	3,221	4,114	894	13,081	22	8
3月	1,776	3,311	3,269	4,536	735	13,627	24	7
利用者合計	22,225	38,288	38,095	52,477	10,711	161,796	272	96
一日当たり 平均貸出人数	82	141	140	193	112	668		

(注1) 夜間開館(17時～19時)は、毎週水曜日と金曜日に行われている。

(注2) 一日当たり平均貸出人数は次の算式によっている。

開館～17時：利用者合計 / 開館日数

17時～19時：利用者合計 / 夜間日数

(5) 監査の結果

施設取得に係る事業費の区分について

平成12年7月に、中央図書館は本町4丁目に完成した再開発ビル「ライブ2000」の2、3階部分に移設が行われ、開館した。施設取得に係る事業費は、総額で2,990,000千円であり、その内訳は次のとおりとなっている。

施設取得に係る事業費の内訳

(単位：千円)

(本体価額)	
土地	1,471,088
建物	972,312
小計	2,443,400
(内装価額)	
内装工事費	492,450
備品購入費	25,294
設計・監理費	28,875
値引き	19
小計	546,600
合計(+)	2,990,000

(社会教育施設台帳より作成)

建物台帳を閲覧したところ、建築価格が土地価格を含めた本体価額の 2,443,400 千円で記載されていた。また、土地台帳は作成されていなかった。

内装価額に係る事業費については、公有財産台帳への記載はなく、購入備品についても、備品台帳への記載が行われていなかった。

(改善策)

船橋市財務規則第 168 条によると、財産台帳として土地台帳と建物台帳を整備し、当該管理に係る公有財産についてその実態を明らかにする必要があるとされている。したがって、土地台帳を作成するとともに、建築価格に含まれている土地価格を建物台帳から除き、当該金額を土地台帳へ記載する必要がある。

内装価額 546,600 千円のうち、内装工事費及び設計・監理費については、建物取得価額の一部を構成しているものと考えられるため、建物台帳に記載を行う必要がある。また、備品購入費については、船橋市財務規則第 208 条及び第 209 条に基づき、備品台帳への記載を行うとともに、現物に備品整理票を貼付し、現物管理を行っていく必要がある。

備品の管理状況について

船橋市財務規則第 209 条によると、備品には、備品整理票を付さなければならないとされている。また、同規則第 210 条第 1 項によると、物品出納員等は、毎年使用中の物品の保管状況を調査しなければならないとされている。

備品台帳をもとに使用中の備品との照合を一部試みたところ、次の事実が判明した。

- ア 現在の中央図書館は、平成 12 年 7 月において、湊町 2 丁目より移設されたものであるが、旧中央図書館から使用されている備品について、備品整理票の不備が見受けられた。
- イ 同時に同種の備品を複数購入した場合に、備品台帳上において単一の資産番号が付されていた。現物に貼付される備品整理票には、当該資産番号が記載されるが、備品整理票は、現物の一つにのみ貼付されていた。
- ウ 「施設取得に係る事業費の区分について」において指摘したとおり、現在の施設取得時に購入した備品については、備品台帳が作成されておらず、また、現物に備品整理票も貼付されていなかった。
- エ 定期的な備品台帳と現物の保管状況の調査は行われておらず、使用中の備品の保管状況も調査されていなかった。

(改善策)

現在の中央図書館の移設時において購入した備品についても、例外なく備品台帳への記載及び備品整理票の貼付を行う必要がある。

同時に同種の備品を購入した場合においては、枝番号を付す等の方法により、一つ一つの備品に資産番号を付すとともに、備品整理票を漏れなく貼付する必要がある。

1 年に一度、備品台帳と現物の保管状況の調査を実施し、備品の保管状況を確認する必要がある。また、その際、備品整理票の貼付漏れがある場合には、遅滞なく備品整理票の貼付を行う必要がある。

#### 図書整理簿について

図書整理簿をもとに、一部図書との照合を試みたところ、図書整理簿における図書単価の記入誤りが1件発見された。

#### (改善策)

図書整理簿の記載開始時においては、記載内容確認の徹底を図る必要がある。

#### 施設清掃業務の委託について

施設清掃の業務委託については、指名競争入札により業者選定が行われているが、以下のとおり、平成13年度及び平成14年度の落札業者及び落札額は同一であった。これは、平成14年度の予算額、設計額及び予定価格が、前年度と同一であり、かつ、入札業者も前年度落札額と同一価額で入札したためと考えられる。

(単位：千円)

落札業者	種類	平成13年度	14年度
ニュー船橋㈱	予算額	12,050	12,050
	設計額	12,045	12,045
	予定価格	12,045	12,045
	落札額	12,043	12,043

#### (改善策)

落札価額について前年度より削減できる可能性がある以上は、設計額、特に人件費や経費については毎年見直しを行うことにより、コスト削減に努める必要がある。

#### 図書の購入について

図書の購入は、船橋市内の中小書店を構成員とする船橋市書店協同組合との随意契約で行われている。図書の購入価格は定価であるが、各図書へのビニールカバーの貼り付けが無償で行われており、実質的には、図書購入価格の値引きが行われている。但し、仕様書が作成されておらず、ビニールカバーの貼り付けによる実質的な値引き金額が明らかとなっていない。

#### (改善策)

仕様書が作成されていないため、サービス対価の内訳が不明瞭である。図書の購入であるが、作業料等の業務対価が発生しているため、対価の内訳を明らかにするためにも、仕様書の作成が必要である。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 12年度	13年度	14年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	184,672	190,437	171,410
市職員人件費	179,740	183,240	160,451
臨時・嘱託等人件費	4,932	7,197	10,959
物に係るコスト (注2)	142,486	139,941	139,900
物件費(賃借料、物品購入費等)	40,910	36,921	38,890
維持管理費(委託料)	16,402	12,805	12,745
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	25,429	30,469	28,519
減価償却費	59,744	59,744	59,744
その他のコスト	38,879	45,742	45,742
支払利息	38,879	45,742	45,742
行政コスト合計	366,038	376,120	357,052
(収入項目)			
社会教育費県負担額			2,988
電子複写機使用料	762	1,097	1,071
自動販売機電気使用料	24	25	20
公衆電話使用料	57	53	40
収入項目合計	844	1,176	4,121
差引行政コスト	365,193	374,944	352,931
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	664円	677円	630円
年間貸出冊数			
一般書	281,775冊	365,015冊	390,205冊
児童書	66,601冊	88,575冊	114,815冊
貸出冊数計	348,376冊	453,590冊	505,020冊

(注1) 平成12年度においては、年度途中において中央図書館の移設が行われているが、簡便的に年度初めに移設が行われたものとして減価償却費の計算を行った。

(注2) 物に係るコストには、年間図書購入費用が平成12年度で31,368千円、平成13年度で29,174千円、平成14年度で31,566千円含まれている。

平成14年度行政コストをみると、行政コスト合計は357,052千円であるが、そのうちの171,410千円(約48%)が人件費であり、人件費の占める割合及び金額の大きさがかなり高水準にある。

(意見)

図書館の運営においては、利用者の利便性や満足度の向上を図るため、図書の充実だけでなく、専門的知識を有する職員の配置が不可欠であり、人件費の水準が他の施設に比べ高目になるのは止むを得ないものとする。しかし、効率的な運営という観点からは、同じコストでより大きな効果が期待できるような方策を考えていく必要もあり、そうした意識に基づく人事政策等の策定が今後の課題であると考えられる。

#### 開館時間について

中央図書館の開館時間は、基本は午前 9 時 30 分から午後 5 時までであるが、毎週水曜日及び金曜日については、開館時間が延長され、午後 7 時までとなっている。また、時間帯別の利用者（貸出人数）の推移は、「（４）施設の利用状況及び収支状況（開館時間帯別の利用者の推移）」のとおりとなっている。現状において、水曜日及び金曜日で開館時間の延長を行っているが、時間帯別の利用者の推移を見ると、午後 4 時から 5 時までの時間帯をピークとして午後 5 時以降の利用者は大幅な減少傾向にある。これについて、図書館担当者からは、中央図書館の立地条件を勘案すると、午後 5 時以降の利用者数が少ないのは、利用者のニーズが少ないためではなく、特定の曜日に限っては開館時間の延長を行っているという事実が利用者には知られていないことが原因の一つではないかとの回答を得た。いずれにせよ、現状においては、詳細な原因調査は実施されていないとのことである。

#### （意見）

中央図書館は、JR 船橋駅から徒歩 10 分程度の商店街に位置しており、通勤客や通学客の利用が見込まれる。これら利用者の利便性を考えると、ウィークデー全日（休館日である月曜日は除く）について、開館時間の延長を検討することが有用であると考えられる。但し、開館時間の延長には、追加的なコストが生じることになるため、アンケート調査等による利用者ニーズの把握を実施し、十分な検討を行う必要があると考える。

参考までにウィークデーにおいて開館時間を延長した場合における追加コストの試算を行った。計算は、2 時間開館時間を延長した場合に追加的に発生すると考えられるコストを対象としている。追加コストの計算は 2 つの異なる前提をもとに実施した。

#### （前提 1）ウィークデーにおける職員の勤務時間にシフト制を導入しない場合

これは、現状のウィークデーにおける図書館職員の勤務形態を前提としている。すなわち、日々の勤務開始時間は、職員全員一律であり、開館時間延長による職員の追加勤務時間には、残業手当が支給される。この場合、2 時間開館時間を延長したことによる 1 日当たり追加コストは、50,584 円となる。これを、1 年間当たりの追加コストに換算すると、約 5,000 千円となる（開館時間延長日が年間 100 日増加すると仮定）。

#### （前提 2）ウィークデーにおける職員の勤務時間にシフト制を導入する場合

これは、ウィークデーにおける開館時間の延長の常態化に対応して、図書館職員の勤務時間にシフト制を導入することを前提としている。すなわち、職員の勤務時間に 2 通りの形態をもたせ、開館時間延長に対応する職員については、勤務開始時間をそれに対応した時間だけ遅くする。この勤務形態をもとにシフト制を導入し、交代勤務で延長時間に対応する。この方法によると、開館時間延長による職員の追加勤務時間は発生しない。この場合、2 時間開館時間を延長したことによる 1 日当たり追加コストは、31,480 円となる。これを、1 年間当たりの追加コストに換算すると、約 3,100 千円となる（開館時間延長日が年間 100 日増加すると仮定）。

(前提 1)と(前提 2)を比較した場合、(前提 2)の方が(前提 1)に比べ年間約 1,900 千円のコスト低減を図ることが可能である。これらの追加コストと開館延長による効果を十分に検討し、開館延長の可否に係る意思決定を行う必要があるものとする。

なお、各前提における追加コストの計算は次のとおりである。

#### ア (前提 1)における追加コストの計算

##### (人件費)

職員時間外手当	3,184 円 / 時間 × 2 時間 × 3 人	= 19,104 円
非常勤職員賃金	910 円 / 時間 × 3 時間 × 3 人	= <u>8,190 円</u>
計		27,294 円

(注 1) 職員時間外手当における単価は、図書館担当者による提示単価を使用している。

(注 2) 非常勤職員賃金における単価は、平成 14 年度実績を使用している。

(注 3) 必要人員は、開館時間延長時における実績に基づいた。

(注 4) 非常勤職員については、延長時間帯に勤務する場合、午後 4 時から出勤するものとした。

##### (光熱水費)

電気使用料	11,713,702 円 ÷ 2,874 時間 × 2 時間	= 8,151 円
水道使用料	2,140,053 円 ÷ 2,874 時間 × 2 時間	= <u>1,489 円</u>
計		9,640 円

(注 1) 電気使用料及び水道使用料の時間あたり単価は、平成 14 年度年間発生額実績を平成 14 年度総業務時間実績で除して算出した。

##### (施設管理費)

清掃委託費	1,250 円 / 時間 × 1.05 × 2 時間 × 2 人	= 5,250 円
警備委託費	2,000 円 / 時間 × 1.05 × 2 時間 × 2 人	= <u>8,400 円</u>
計		13,650 円

(注 1) 時間あたり単価及び必要人員は、平成 14 年度業務委託における設計書にもとづき算出した。

(注 2) 消費税 5%を勘案した。

追加コスト総計 27,294 円 + 9,640 円 + 13,650 円 = 50,584 円

#### イ (前提 2)における追加コストの計算

##### (人件費)

職員時間外手当	追加コストは発生しない。	
非常勤職員賃金	910 円 / 時間 × 3 時間 × 3 人	= 8,190 円

(注 1) 非常勤職員賃金における単価は、平成 14 年度実績を使用している。

(注 2) 必要人員は、開館時間延長時における実績にもとづいた。

(注 3) 非常勤職員については、延長時間帯に勤務する場合、午後 4 時から出勤するものとした。

(光熱水費)  
 電気使用料 (前提1)と同額である。  
 水道使用料 (前提1)と同額である。

(施設管理費)  
 清掃委託費 (前提1)と同額である。  
 警備委託費 (前提1)と同額である。

追加コスト総計 8,190 円 + 9,640 円 + 13,650 円 = 31,480 円

上記の結果を踏まえた場合、(前提2)によった場合の方が、追加コストを1日あたり19,104円(年間で約1,900千円)抑制することができ、コスト削減効果が期待できる。

職員の適正配置について  
 中央図書館に従事する人員構成を時間帯別に見ると、平成14年度の実績で次のとおりとなる。

時間帯別従事者内訳

時間帯	従事者内訳
平日(9:30~17:00)	市職員 16人
平日(17:00~19:00)	市職員 3人、非常勤職員 3人
休日(土、日曜日)	市職員 8人、非常勤職員 7人

市の図書館(中央図書館を含む4館)全体でみた場合における図書館職員数等を全国平均と比較すると次のとおりとなる。

全国平均比較

指標	全国平均	船橋市
人口(人)	403,700	556,986
延べ床面積(m <sup>2</sup> )	8,853	11,466
蔵書冊数(冊)	850,812	976,386
職員数(うち、有資格者)	98(58)	77(19)

(注1) 全国平均は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」(平成12年12月8日 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会)より抜粋した。

(注2) 全国平均は、人口30万人以上で、貸出上位10%の自治体の平均値である。

(注3) 職員数は非常勤、臨時職員を含むフルタイム換算数としている。

(注4) 船橋市の数値は、平成14年3月31日現在のものである。

市と規模等が類似していると思われる他市の図書館の職員構成を比較すると次のとおりとなる。

### 他市図書館の職員構成

	船橋市	八王子市	相模原市	岡山市
人口(千人)	546	518	597	620
館数	4館	4館	4館	6館
延べ床面積(m <sup>2</sup> )	11,466	10,213	9,998	10,064
蔵書冊数(千冊)	935	1,268	1,070	1,158
職員数	専任	70	60	58
	うち、有資格者	18	17	14
	非常勤・臨時職員	15.2	41.2	65.3
	職員数計	85.2	101.2	123.3

(注1) (社)日本図書館協会による調査数値によっている。

(注2) 人口は平成13年3月31日現在、図書館数及び専任職員数は平成14年4月1日現在、蔵書冊数は平成14年3月31日現在のものである。

(注3) 非常勤・臨時職員数は、年間実働時間1,500時間を1人として換算している。

上表にもとづき分析を行うと、中央図書館を含む市の図書館における職員構成について、次の点において問題があるものとする。

- ア 職員数が全国平均に比べ、低水準にある。必要職員数が確保されない場合、日々の業務に追われ、利用者サービスの低下につながるおそれがある。
- イ 職員数に占める専任職員(市職員)の割合が、類似規模の他市に比べ非常に高い。特に、平日夜間(17:00~19:00)及び土、日曜日においては、非常勤職員を活用しているが、平日定時(9:30~17:00)においては、業務は全て市職員によって行われており、非常勤職員が全く活用されていない。
- ウ 全国平均に比べ、職員数に占める有資格者(司書)の割合が低い。

#### (意見)

業務のうち、量的作業を伴う非専門的業務については、非常勤職員を活用することが望まれる。平日夜間及び土、日曜日においては、平日定時と異なり、庶務業務や選書事務等の専門的業務が行われないため、平日定時の人員構成を平日定時や土、日曜日と同様に考えることが出来ないが、非専門的な業務を非常勤職員に割り当てることによって、市職員をより専門的な業務に特化させることや人件費削減を図ることが可能になると考える。なお、ここでいう非専門的業務とは、貸出返却等受付業務や配架業務、予約連絡業務、延滞督促業務のうち、量的な作業を伴うことが多い業務を指している。参考として、中央図書館で平日定時において市職員が行っている貸出返却等受付業務の1日当たり従事時間を示す。

#### 1日当たり貸出返却等受付業務の従事時間

	午前人員	午後人員	延べ従事時間
一般図書受付	3人	4人	27.5時間
児童図書受付	2人	2人	15時間
計	5人	6人	42.5時間

(注1) 1日当たり開館時間を7.5時間とし、午前を2.5時間、午後を5時間として計算した。

(注2) 人員は平均的な従事者数とした。

上表における全ての人員を非常勤職員に割り当てることは、利用者サービスの低下の理由により非現実的であると考えられる。しかし、市職員 1 人を貸出返却等受付業務に割り当て、残りの必要人員については非常勤職員の活用を行う等により、より専門的な業務に市職員を割り当てるのが可能になると考えられる。

有資格者の配置をより積極的に行う必要がある。現状、職員数に占める有資格者の割合は、約 25%程度であるが、これを全国平均に近い 50%程度までに引き上げることが望まれる。このためには、現在図書館に配置されている職員が、研修等により資格を取得するほかに、既に資格を取得している人材を、採用・配置していくことが必要であると考えられる。

#### 中央図書館の集中化機能について

市は、中央図書館のほかに、西図書館、東図書館、北図書館の計 4 館の図書館を有している。各図書館はそれぞれ規模、機能ともに並列関係にあり、図書館全体を取りまとめる中央機能をもつ図書館が存在しない。中央図書館は、地理的に市の中央に位置しているため、「中央」の名称が付されているが、規模的にも他の図書館と大差はなく、図書館全体を取りまとめる機能は与えられていない。

このため、業務を実施していく上で次のような問題が生じている。

- ア 図書館統計の集計や図書館要覧等の編集等、市の図書館全体に関わる業務については、現状では、各館が持ち回りで行っており、年度ごとの業務の継承性に欠けている。このため、ノウハウが蓄積されず、業務の遂行が非効率となっているおそれがある。また、中央機能を持つ図書館がないため、図書館全体の情報が、集約されず、各種のデータが把握しにくい。
- イ 図書館サービスの向上を図るためには、中長期的な観点から運営方針を策定していくことが必要であるが、現状、各館を取りまとめる「中央」図書館が存在しないため、市の図書館全体としての運営方針が打ち出せない。
- ウ 蔵書の購入は、金額の高いものや特定種類の蔵書を除き、各館が独自に選書を行っている。このため、各館のいずれかで購入すれば足りる蔵書についても、各館で個別に選定・購入を行っているため、市の図書館全体で考えた場合、非効率な蔵書選定・購入がなされているおそれがある。
- エ 図書館における基幹業務の一つであるレファレンス業務（相談業務）については、各図書館に資料が分散しているため、市民からの様々な照会に対して迅速な対応がとれないおそれがある。

#### （意見）

各図書館を取りまとめる連絡調整機能を持つ「中央」図書館が必要であると考えられる。本来であれば、敷地面積、蔵書収容可能冊数が十分な中央機能を有する図書館を新設し、専門図書やレファレンス業務等の集中化を図ることが望ましいが、市の財政や時間的な制約を勘案すると、当面は、次のような方策により対応していくことを検討する必要があるものと考えられる。

- ア 中央図書館に連絡調整機能を持たせ、各図書館を取りまとめる業務を集中させる。
- イ 各図書館に専門性を持たせ、その分野に関する蔵書を各図書館に集中させる。これにあわせて、各図書館で保有している蔵書の再編成を行う。また、各図

書館に専門性を持たせることによって、各図書館のレファレンス業務にも専門性を持たせる。

- ウ 蔵書の購入に際しては、事前に 4 館で連絡調整を行うことによって、新刊書カバー率を高める。

人口 1 人当たり年間貸出冊数について  
市の図書館（中央図書館含む 4 図書館）、千葉県内の隣接市、千葉県平均及び全国平均の人口 1 人当たり年間貸出冊数を比較すると次のとおりとなる。

人口 1 人当たり年間貸出冊数比較

	船橋市	市川市	習志野市	浦安市	千葉県平均	全国上位 10%平均
貸出冊数	2.6	5.8	5.2	12.2	5.5	7.8
人口(人)	551,916	457,698	155,198	138,110		403,700
図書館数	本館 4 分館 0	本館 4 分館 1	本館 5 分館 0	本館 1 分館 6		

（注 1）船橋市の数値は「平成 15 年度図書館要覧」の平成 14 年度実績値によった。

（注 2）市川市、習志野市、浦安市及び千葉県平均の数値は「千葉県の図書館」（千葉県公共図書館協会）平成 14 年度版（人口は平成 14 年 4 月 1 日現在、その他は平成 13 年度実績値に基づく）より抜粋した。

（注 3）全国上位 10%平均は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」（平成 12 年 12 月 8 日 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会）より抜粋した。

（注 4）全国上位 10%平均は、人口 30 万人以上で、貸出上位 10%の自治体の平均値である。

（注 5）船橋市の数値からは図書館運営の公民館図書室 6 室が除かれている。

市の人口 1 人当たり年間貸出冊数は、全国平均を大幅に下回っており、また、隣接市や千葉県平均と比べても低水準の状況にある。この原因はいろいろあると思われるが、主なものとして考えられるのは次のとおりである。

- ア 面積が広く人口が多い割には、貸出拠点が少ない。上記統計には含まれていない貸出拠点として、図書館の分館的機能を持った公民館図書室が 6 室あるが、蔵書数が少ない。
- イ 利用者のニーズが的確に把握されていない。過去において、市の図書館は、貸出部門よりもむしろ、資料の整理保管等の業務に力を入れてきた経緯があり、利用者ニーズに対する意識が相対的に低かったと考えられる。また、時間帯別図書館別に利用者層や種類別の貸出冊数等のデータが作成されているにも関わらず、当該データを利用した利用者ニーズの分析が実施されていない。
- ウ 職員配置について、一時期、有資格者を採用・配置してきたが、昨今はそのような職員の採用・配置は行われておらず、一般職の職員が図書館に配属されており、利用者のニーズに応えられる人材が適切に配置されていない。

(意見)

利用者層や種類別貸出冊数のデータ等をもとに、貸出拠点ごとに利用者のニーズを把握し、それに応じた蔵書の購入や配置を行っていく必要があると考える。

職員配置については、有資格者を増やし、利用者のニーズに応えられる人材を適所に配置することが必要であると考え。

貸出図書の返却延滞者に対する督促手続

返却延滞者に対する督促手続については、明文化されたルールが存在しない。実務上は返却期日を2ヶ月経過した後に、電話及び窓口にて返却の督促が行なわれる。その後は3年後の除籍検討の際に、再度、延滞者に督促が行われるのみであり、十分な督促手続が行われているとは言えない。延滞が発生した場合は、他の利用者がその期間、当該蔵書を閲覧出来なくなっているだけでなく、蔵書自体が紛失するという可能性も高くなる。

(意見)

貸出図書の返却延滞者に対する督促手続を規定等により明確化する必要があると考える。

また、現在の督促方法では督促回数及び時期が不十分であるため、返却期日の2ヵ月経過後以外にも、少なくとも1月に1回程度は催促を行うなど、督促方法のあり方について再検討を行う必要があると考える。

## 10. 一宮少年自然の家

### (1) 施設の概要

所在地

千葉県長生郡一宮町東浪見 7493 番地 2

所管部署

教育委員会生涯学習部

供用開始年度

昭和 56 年度

施設の目的

少年を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図ることを目的としている。

施設の内容

敷地	33,774 m <sup>2</sup>
建築面積	1,908 m <sup>2</sup>
延床面積	3,917 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造り地上 3 階建
宿泊人員	200 人
施設	宿泊室 25 室、研修室 2 室、食堂、体育館、多目的広場 テントサイト、野外炊飯場、工作棟、プール
料金	使用料 小・中学生と引率者 300 円 (1 人 1 泊) 少年団体の育成者 1,000 円 (1 人 1 泊) その他の者 1,500 円 (1 人 1 泊) 日帰りの場合は半額、市外の方は 2 倍の金額。
食費	1 泊 3 食 1,650 円 (朝 380 円 昼 550 円 夜 720 円)

(注) 使用料・食費には消費税 5% が加算される。

### (2) 施設の管理運営方法

生涯学習部による直営である。

主な委託業務

給食・清掃等

運営体制

職名	人数	職務内容
所長	1	所内の事務の総括、職員の指揮監督、施設管理
副主幹	1	利用団体の指導、資料の作成、主催事業の実施、施設管理
主査	1	所長の補佐、施設管理、庶務全般
主任主事	1	利用者受付、庶務全般、指導の補助、施設管理
主任技労員	1	施設の維持管理、指導の助言
合計	5	

この他に嘱託職員が1人在籍している。

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	628,552	249,052	-	-	379,500
建設費	944,751	525,851	139,000	25,000	254,900
合計	1,573,303	774,903	139,000	25,000	634,400

なお、平成15年3月末現在の市債残高は14,476千円である。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度
<b>年間利用人数</b>	<b>18,013</b>	<b>17,290</b>	<b>19,169</b>
小学校	9,840	10,456	10,866
少年団体	5,049	4,498	5,375
育成者団体	519	430	330
主催事業	297	283	311
市行政関係	1,881	752	1,472
その他(一般)	427	871	815
(市の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>20,871</b>	<b>20,916</b>	<b>22,547</b>
社会教育使用料	4,399	4,845	4,848
雑入	16,472	16,070	17,699
<b>歳出 B</b>	<b>125,457</b>	<b>124,315</b>	<b>125,475</b>
人件費	55,789	56,422	56,220
賃金	881	827	821
需用費	11,629	11,788	10,827
役務費	16,277	16,189	16,470
委託料	34,747	33,724	34,611
使用料及び賃借料	4,748	4,752	4,721
原材料費	218	174	219

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
備品購入費	1,046	362	-
負担金補助及び交付金	60	65	53
公課費	59	8	59
工事請負費	-	-	1,470
<b>市収支 (A-B)</b>	<b>104,585</b>	<b>103,399</b>	<b>102,927</b>

施設の性質上、利用者の大半は市内の小学校や少年団体となっている。収支は、毎年、歳入に対して歳出が大幅に超過している状況にある。歳出のうち、人件費、委託料が多額となっている。

#### (5) 監査の結果

##### 財産台帳の整備について

##### ア．工作物台帳の整備について

船橋市立一宮少年自然の家（以下、「自然の家」という。）にはプールやテニスコート等の工作物が設置されているが、これらについて台帳が作成されていない。

##### （改善策）

これら工作物については、船橋市財務規則第 168 条にしたがって工作物台帳を作成する必要がある。

##### イ．建物台帳の記載について

自然の家の建物台帳には、複数の施設をまとめて取得価格が記載されているものがある。したがって、各施設の取得価格がいくらであるかが判らない状態となっている。

また、各施設は附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容が把握できるようになってはいない。現在、ソーラーシステムが故障したまま放置されているが、台帳上で建物と附属設備が区分して記載されていないと、このような附属設備を除却する場合に修正すべき金額がいくらになるかが分からなくなる。

##### （改善策）

建物は施設ごとに取得価格を記載すべきである。また、建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

##### 備品管理について

自然の家の備品は備品台帳に適切に記載されているが、船橋市財務規則第 210 条第 1 項にしたがった物品の保管状況の調査は実施されていない。

##### （改善策）

同規則にしたがって、少なくとも年に一度は備品台帳と現物の照合を行う必要がある。

建物登記について  
 自然の家の建物は登記されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第 166 条第 3 項にしたがって、建物について登記を行う必要がある。

委託業者の選定と契約方法について

自然の家における芝生維持管理、寝具類の賃貸借など多くの業務は、船橋市財務規則に則って、船橋市、千葉市、東京等の業者と委託契約が締結されているが、同一業者によって委託額が固定化している契約が見受けられる。平成 12 年度から 14 年度を例にとると、次の表のように業務委託 14 件のうち 12 件が同じ業者に委託されており、そのうち金額水準も変わらない契約が 8 件あった。この 12 件は随意契約であるが、そのうち 11 件は見積書を 1 社からしか徴収していない状況にある。

(単位：千円)

業 務	平成 12 年度	13 年度	14 年度
芝生維持管理	8,190	8,190	8,190
	築山緑化建設(株)	築山緑化建設(株)	築山緑化建設(株)
施設清掃	5,439	5,418	5,418
	(株)長生ビル管理	(株)長生ビル管理	(株)長生ビル管理
機械設備保守 管理	2,383	2,381	2,381
	(株)長生ビル管理	(株)長生ビル管理	(株)長生ビル管理
寝具類の 賃貸借	4,422	4,422	4,422
	小山(株)	小山(株)	小山(株)
機械警備	979	340	340
	総合警備保障(株)	総合警備保障(株)	総合警備保障(株)
浄化槽 維持管理	1,047	1,047	1,049
	(有)マツオ産業	(有)マツオ産業	(有)マツオ産業
自家用電気 工作物保安	453	453	421
	中村電気管理事務所	中村電気管理事務所	中村電気管理事務所
消防用設備 保守点検	315	315	315
	防災技術センター(株)	清水商会	防災技術センター(株)
自動ドア 保守管理	113	113	113
	(株)千葉寺岡	(株)千葉寺岡	(株)千葉寺岡
非常用発電 設備保守点検	136	136	136
	ヤンマー東日本(株)	ヤンマー東日本(株)	ヤンマー東日本(株)
ダムウェーター 保守点検	88	88	88
	中央エレベーター 工業(株)	中央エレベーター 工業(株)	中央エレベーター 工業(株)
給食業務	18,879	18,879	18,879
	(株)ニッコトラスト	(株)ニッコトラスト	(株)ニッコトラスト
給食食材料費 の単価契約	(注)	(注)	(注)
	(株)ニッコトラスト	(株)ニッコトラスト	(株)ニッコトラスト
芝生 エアレーション	341	-	341
	築山緑化建設(株)	-	築山緑化建設(株)

(注) 朝食 204 円、昼食 292 円、夕食 388 円

(改善策)

市の財政が逼迫している現状を勘案すると、契約には地元業者等を含めた指名競争入札を実施したり、複数業者から見積書を取得して契約額の低減が図れないかを検討する必要がある。

また、給食業務は最も高額な委託契約であるが、現在は年間契約となっている。繁忙期(5月から10月)のみの契約とし、その他の時期は必要時のみの随時契約という契約形態にして委託料の削減が図れないかを検討する必要がある。

大規模修繕計画について

自然の家は、使用開始から20年以上が経過しているうえに、塩害による影響で施設の老朽化が進んでいる。外壁等の修繕は行われたものの、施設維持のためには今後大規模な修繕工事が必要となる可能性がある。しかし、現在、将来の具体的な修繕計画は策定されていない。

(改善策)

自然の家と所管部署である生涯学習部で将来の具体的な修繕計画を策定し、老朽施設を適切に維持管理する必要がある。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について  
 自然の家に関する行政コスト（過去 3 年度分）の試算結果は次のとおりである。  
 減価償却費は建設費を 25 年で償却している。

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	<b>56,670</b>	<b>57,249</b>	<b>57,041</b>
市職員人件費	54,141	54,807	54,605
嘱託職員人件費	1,648	1,615	1,615
その他人件費	881	827	821
物に係るコスト	<b>106,517</b>	<b>104,847</b>	<b>106,164</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	17,642	17,077	15,768
維持管理費(委託料)	34,747	33,724	34,611
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	16,277	16,189	17,940
減価償却費	37,790	37,790	37,790
その他	60	65	53
その他のコスト	<b>4,700</b>	<b>2,292</b>	<b>1,448</b>
支払利息	4,641	2,283	1,388
その他(租税公課等)	59	8	59
行政コスト合計	<b>167,889</b>	<b>164,389</b>	<b>164,654</b>
(収入項目)			
利用料金収入(使用料)	4,399	4,845	4,848
その他収入(食費)	16,472	16,070	17,699
収入項目合計	<b>20,871</b>	<b>20,916</b>	<b>22,547</b>
差引行政コスト	<b>147,017</b>	<b>143,472</b>	<b>142,106</b>
市人口	550,074 人	553,598 人	559,956 人
市民 1 人当たり差引行政コスト	267 円	259 円	254 円
年間利用者数	18,013 人	17,290 人	19,169 人
利用者 1 人当たり差引行政コスト	8,162 円	8,298 円	7,413 円

平成 12 年度から 14 年度では、差引行政コスト及び市民 1 人当たり差引行政コストは、わずかではあるものの年々減少している。また、利用者 1 人当たり差引行政コストは利用者数の増減によって影響を受けるが、最もコストが低い平成 14 年度でも 7,413 円となっている。自然の家は簡易な宿泊施設であり利用料金収入等があることを勘案すると、コストはかなり高いと考えられる。

(意見)

当該施設は少年教育の一環として利用されるため、利用料金等は値上げせずに、現状を維持せざるを得ないと考えられるが、(5) 監査の結果の「委託業者の選定と契約方法について」で述べた改善策や、次の「施設運営について」で述べる意見を参考にして委託契約内容や施設運営の見直しを行い、行政コストの削減を図る必要があるものと考えられる。

施設運営について

自然の家の利用者は毎年5月から10月が多く、11月から4月は非常に少ない。したがって11月から4月のオフシーズンはかなり収支が悪化することになる。参考までに、平成14年度の年間利用実績と月別利用団体数を以下に例示する。

月	利 用 者 等
4	市職員研修・指導者研修・スポ健・大網ボーイ
5	旭高校・前原小・若松小・金杉台小・薬圃台南小・宮本小 4年・宮野木小・習台第2小・他4団体
6	二宮小・高根小・行田東小・三山小・習台第1小・行田西小・飯山満南小・芝山東小・高3小 4年・法典東小・塚田小・大穴小・大穴北小・小栗原小・薬圃台小・坪井小・他2団体
7	前原小 4年・二和小・八木が谷小・習第2小 4年・海神小 4年・法典小・咲が丘小・長生養護・他10団体
8	津別町交流・青少年センター・他30団体
9	峰台小・海神小・高郷小・八栄小・船橋小・金杉小・市場小・豊富小・八木北小・葛飾小・高1小 4、5年・三山東小 4年・他7団体
10	プロ体・光風みどり・南本町小 4年・芝山西小 4、5年・法典西小・三咲小・千教研・丸山小 4年・三山小 4年・七林小・西海神小・飯山満小・海神南小・夏見台小・小室小・高二小・古和釜小
11	湊町小 4年・田喜野井小 4、5年・高根東小・主催事業・四街道子供会・B.S 船橋第7団
12	主催事業・ファンタジスタFC・一宮商OB会・青森県ソフトテニス部
1	さざんか弦楽合奏団・古和釜中バレー部
2	主催事業・住商リースバスケットボール部
3	B.S 船橋第14団・青少年友の会・川鉄少林寺・一宮町子供会・増穂少年剣友会・船橋中央地区

(市作成の「平成14年度実績」より)

月	4	5	6	7	8	9	10
団体数	4	12	18	18	32	19	16

11	12	1	2	3	合計
8	5	2	2	6	142

(市作成の「平成14年度のまとめ」より)

なお、市職員は平成 14 年度のオフシーズンに、次のような業務を行っている。

業 務 内 容	業 務 量 等
襖張り替え	130 枚
襖戸車取替	250 個
松くい虫予防（薬液注入）	50 本
エアコン内部分解清掃	32 台（1 台 半日）
障子張り替え	8 枚
枯れ木の伐採	
野外炊飯施設整備	かまど修理等
宿泊室壁紙修理	
山掃除	5,000 m <sup>2</sup>

（市作成資料より）

（意見）

施設の効率的運営という観点から、オフシーズンの施設運営方針を再検討する必要があると考える。方針としては、「利用者増加による収入の確保」と「運営費の削減」のいずれかを採用することになると考える。

「利用者増加による収入の確保」を選択する場合は、少年以外の者が利用できるように可能な範囲内で条例を改正し、成人の宿泊にも対応できるように施設を改造して利用者を増やす方法が考えられる。

「運営費の削減」を選択する場合は、オフシーズンの期間だけ一時的に施設を閉鎖し運営費を発生させない方法が考えられる。また、閉鎖が難しい場合は、年間契約の形態を取っている委託業務を業務量に応じた単価契約に切り替えて、オフシーズンの運営費をできるだけ抑える方法が考えられる。

なお、運営費の中で最も高額なものは市職員人件費であり、平成 14 年度の 1 人当たり年間平均人件費は 10,921 千円となっている。現在、自然の家は年間を通じて嘱託を含めた 6 人の職員によって運営されているが、オフシーズンの業務を勘案すると、必ずしも年間を通じてこの人員体制を維持する必要はないのではないかと考える。オフシーズンには業務量に応じて一時的に市職員数を削減し、運営費の削減に努める必要があると考える。